

日 光 国 立 公 園

日 光 地 域

管 理 計 画 書

平 成 1 3 年 1 2 月

環 境 省 自 然 環 境 局

北 關 東 地 区 自 然 保 護 事 務 所

目 次

はじめに	1
管理計画改定方針	1
第1 管理計画区設定方針	1
1 設定方針	1
2 各管理計画区の概要	3
第2 日光管理計画区	6
1 管理の基本的方針	6
(1) 保護に関する方針	6
(2) 利用に関する方針	6
2 風致景観の管理に関する事項	7
(1) 許可、届出等取扱方針	7
(2) 公園事業取扱方針	12
3 地域の開発、整備に関する事項	19
(1) 自然公園施設	19
(2) 一般公共施設	19
(3) その他大規模開発	19
第3 奥日光・霧降管理計画区	21
1 管理の基本的方針	21
(1) 保護に関する方針	21
(2) 利用に関する方針	22
2 風致景観の管理に関する事項	23
(1) 許可、届出等取扱方針	23
(2) 公園事業取扱方針	27
3 地域の開発、整備に関する事項	38
(1) 自然公園施設	38
(2) 一般公共施設	38
(3) その他大規模開発	38
4 土地及び事業施設の管理に関する事項	38
国有財産の管理	38
第4 利用者の指導等に関する事項	45
1 自然解説に関する事項	45
2 利用者の規制	45
第5 地域の美化修景に関する事項	46
1 清掃活動	46
2 修景緑化	46
第6 その他	46
追補	
(1) 管理計画検討会名簿	47
(2) 管理計画検討会経緯	48
参考資料	
1 「日光国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例」官報告示及び区域図	49
2 てくてく推進計画書	68

はじめに

日光国立公園は、福島・栃木・群馬・新潟の4県にまたがる、南北約20km、東西約80kmの弧状の国立公園である。

昭和9年12月に日光・奥鬼怒・尾瀬地域が日光国立公園として指定され、その後、那須・甲子・塩原・藤原・栗山・足尾を加え、現在140,154haの広さを有している。

日光地域は、日光国立公園にかかる栃木県日光市、足尾町及び今市市、群馬県片品村の一部の2県2市1町1村にまたがる地域であり、平成9年9月18日に公園計画再検討を終了している。当地域は、那須火山帯に属し、日光国立公園の最高峰である白根山(2,577.6m)をはじめ、男体山、太郎山、女峰山、皇海山等2,000m級の山々が連なる。その間に火山活動を起因とする戦場ヶ原、小田代原等の湿原・草原、中禅寺湖、湯ノ湖、菅沼等の湖沼群、華厳ノ滝、湯滝等の瀑布、溪谷等が展開している。また、低山帯から高山帯までの変化に富んだ美しい森林やハルニレ巨木林、ズミの林等の特異な植生、固有植物であるコウシンソウが見られる。これらの森林等には、ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンカモシカ等の大型哺乳類をはじめ多様な動物が生息し、特に鳥類は日本有数の生息地でもある。

これらの自然環境に加え、東照宮、二荒山神社、輪王寺等の人工美の粹を集めた歴史的建築物も多く、周囲の杉の大径木群と相まって独特の景観を形成している。

これらの自然や歴史の探勝をはじめ、ハイキング、キャンプ、登山、スキー、避暑、温泉浴等の様々な利用が見られ、東京圏から近いこともあり、年間約630万人の利用者が訪れている。また、外国からの利用者が多いのも特徴である。

本管理計画は、環境基本法施行に伴う環境基本計画の閣議決定、行政手続法の施行に伴う申請に対する審査基準の明確化への対応として、地域の現況、特性を踏まえ、自然環境の保全と各種行為との調整の円滑化並びに快適な環境の創出を図るため、地域の実情に適合した公園管理の方針を作成するとともに、適正な公園利用の促進を図ることを目的とするものである。

現行の日光地域管理計画は、平成9年11月に策定したものであるが、公園計画再検討を踏まえて、新しい公園計画に対応するため改定を行うものである。

第1 管理計画区設定方針

1 設定方針

日光国立公園の日光地域は、日光国立公園の南部に位置し、利用形態も日光地区の日光東照宮、二荒山神社、輪王寺の二社一寺を中心とする拝観とハイキング、奥日光・霧降地区の自然観察、登山、野外レクリエーション、スキー等と異なるため、次の二つの管理計画区に区分し、管理計画区ごとに風致景観の管理方針、その他必要な事項について定めるものとする。

(1) 日光管理計画区

東照宮、二荒山神社、輪王寺の二社一寺及び清滝、細尾等の市街化した地区を中心とし、鳴虫山を含む地域
栃木県〔日光市〕

(2) 奥日光・霧降管理計画区

中禅寺湖、戦場ヶ原、白根山、男体山等の奥日光を中心とし、丸沼、菅沼、庚申山、霧降高原を含む地域
栃木県〔日光市、今市市、足尾町〕、群馬県〔片品村〕

管理計画区分図（省略）

2 各管理計画区の概要

(1) 日光管理計画区の概要

ア 区域及び公園計画の概要

範 囲	栃木県日光市
面 積	4, 5 9 0 h a
土地所有	国有地・公有地・民有地
保護計画	特別保護地区・第2種特別地域・第3種特別地域・普通地域
利用計画	<p>1. 道路 (車道) 日光栗山線、日光片品線、安良沢光徳線、足尾清滝線 (歩道) 山内女峰山線、稲荷川・鳴沢周回線、裏見滝光徳線、寂光滝線、鳴虫山線、中宮祠阿世潟峠線、清滝富士見峠線</p> <p>2. 単独施設 (園地) 寂光滝、裏見滝 (宿舎) 日光、田母沢 (休憩所) 山内 (駐車場) 西参道 (博物館) 山内 (博物展示施設) 田母沢</p>

イ 自然の概要

標 高	5 9 0 ~ 1, 4 2 0 m (薬師岳)
気 候	太平洋型気候 平均気温 9. 9℃ (東大日光植物園)
地形地質	<p>北部は男体山・赤薙、南部に鳴虫山等の日光火山群によって構成されている火山山地であり、男体山の東麓と日光南部山地との間には日光市街等の低地が分布している。</p> <p>この地域には、日光火山群の火山活動に伴って形成された寂光滝等の瀑布景観を形成している。</p>
植 生	<p>神橋から薬師岳までの間にはコナラ、シデ類、カエデ類、ホウノキ、サワグルミ等を中心とした山地帯の落葉広葉樹とスギ、ヒノキ、カラマツ人工林とが混在している。</p> <p>山内の二社一寺周辺にはスギ巨木林、大谷川河川沿いには河畔林が見られる。</p>
動 物	<p>日光地域は、森林、溪谷、山岳等の多様な生息環境に恵まれており、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンジカ等の他ニホンザル、キツネ、タヌキ、イタチ等中小の哺乳類も多く、特にニホンジカ、ニホンザルの生息密度は高くなっている。野鳥類は、市街地ではオナガ、ムクドリ、ヒヨドリ等、森林ではシジュウカラ、カケス等が見られる。さらに、昆虫</p>

	類や両生爬虫類も多く生息している。
人 文	山内地域及びその周辺は、東照宮、二荒山神社、輪王寺、滝尾神社及び含満淵等の歴史的建造物や史跡が特に多い。 また、日光の歴史は優れた自然環境と、それに対応する永い伝統及び人文との見事な調和の上に成り立っている。

(2) 奥日光・霧降管理計画区

ア 区域及び公園計画の概要

範 囲	栃木県日光市、今市市、上都賀郡足尾町、群馬県利根郡片品村
面 積	27,130ha
土地所有	国有地・公有地・民有地
保護計画	1 保護規制計画 特別保護地区・第1種特別地域・第2種特別地域・第3種特別地域・普通地域 2 保護施設計画 (1) 植生復元施設 白根山、戦場ヶ原、小田代原 (2) 砂防施設 戦場ヶ原、小田代原 (3) 防火施設 戦場ヶ原、小田代原
利用計画	1 集団施設地区 湯元、光徳、中宮祠 2 道路 (車道) 逆川川俣線、赤沼千手線、日光栗山線、日光片品線、安良沢光徳線、中宮祠半月山線 (歩道) 湯元日光沢線、湯元光徳線、湯元白根山線、湯ノ湖周回線、霧降光徳線、小田代原周回線、小田代千手線、戦場ヶ原周回線、山内女峰山線、高山線、稲荷川・鳴沢周回線、裏見滝光徳線、中宮祠野門線、中禅寺湖周回線、中宮祠阿世瀧峠線、庚申山皇海山線、首都圏自然歩道線、女婦瀧尾瀬沼線、菅沼丸沼高原線 3 単独施設 (園地) 切込湖・刈込湖、霧降高原丸山、湯滝、霧降、三本松、小田代原、赤沼、石楠花橋、竜頭滝、千手ヶ浜、茶ノ木平、庚申山、丸沼、菖蒲ヶ浜 (宿舎) 竜頭滝、菖蒲ヶ浜、曲ヶ和田、庚申山、丸沼、菅沼 (避難小屋) 太郎山、女峰山、白根山、男体山、皇海山 (休憩所) 三本松、赤沼、菅沼 (野営場) 霧降、菖蒲ヶ浜、千手ヶ浜、阿世瀧、菅沼 (運動場) 霧降 (スキー場) 霧降高原丸山、高山ハキ平

	<p>(車庫) 赤沼 (給油施設) 菖蒲ヶ浜、馬返 (給水施設) 霧降 (汚物処理施設) 湯元 (博物展示施設) 三本松</p> <p>4 運輸施設 (索道運送施設) 霧降高原丸山線、茶ノ木平線、明智平線 (船舶運送施設) 中禅寺湖線、中禅寺湖周遊線 (係留施設) 菖蒲ヶ浜、千手ヶ浜、二荒山栈橋</p>
--	---

イ 自然の概要

標 高	530～2,577m (白根山)
気 候	<p>山岳地帯及び戦場ヶ原北西は日本海型気候 平均気温 ー1.1℃ (男体山頂) 4～5℃ (湯元)</p> <p>戦場ヶ原南東及び霧降高原は太平洋型気候 平均気温 6.7℃ (中宮祠)</p>
地形地質	<p>日光火山群は那須火山帯に属し、東部には男体山、丹勢山等、北部には女峰山、赤薙山、太郎山、三岳等、西部には白根山、金精山等、南部には皇海山、庚申山等の日光火山群によって構成されている火山山地であり、男体山の西麓、西部山地との間には戦場ヶ原等の低地及び赤薙山の東面山麓にはなだらかに広がる霧降高原がある。</p> <p>この地域には日光火山群の火山活動に伴って形成された中禅寺湖、丸沼等の湖沼群、華厳滝、湯滝等の瀑布景観を形成している。</p>
植 生	<p>標高740～2,577mの白根山までの間の低山帯下部(いろは坂)には、ミズナラ、ブナ、リョウブ等、低山帯上部(中宮祠・戦場ヶ原)には、ミズナラ、ウラジロモミ、シラカンバ、ズミ等の落葉広葉樹、亜高山帯(湯元・金精)には、コメツガ、シラビソ等の常緑針葉樹及び落葉広葉樹のダケカンバ、白根山頂には、高山性草地及び低木化したダケカンバ、ミヤマハンノキ等の植生がそれぞれ標高に応じて見られる他、一部地域にはカラマツ人工林が混在している。また、霧降には、低山帯から亜高山帯までミズナラ、リョウブ等の落葉広葉樹及びスギ、カラマツ等の人工林が混在している。</p> <p>林床等には日本海側気候に生育するチシマザサ、チマキザサ、太平洋側のミヤコザサ、スズタケが日光山地の気候特性に応じて分布域を異にしており、庚申山等にはコウシンソウの固有植物が見られる。また、赤薙山の中腹に位置する霧降高原の一部地域には、トウゴクミツバツツジ、ヤマツツジ、レンゲツツジの他ニッコウキスゲが群生している。</p>
動 物	<p>日光地域は、森林、溪谷、湖沼、高原、山岳等の多様な生息環境に恵まれており、哺乳類は特別天然記念物のニホンカモシカ、天然記念物のニホンヤマネ、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンジカ等の他ニホンザル、キツネ、タヌキ、イタチ等中小の哺乳類も多く、本州を代表するほぼ全種類が生息しており約44種が見られる。特にニホンジカ、ニホンザルの生息密度は高くなっている。野鳥類は、森林では種の保存法に指</p>

	定されている国内希少野生動植物種のイヌワシ等、湿原ではノビタキ等、湖沼ではカモ類等、市街地でオナガ、ムクドリ、ヒヨドリ等約175種が見られる。さらに、オオイチモンジ、ルリボシヤンマ等の昆虫類、ジムグリ、ヤマカガシ等の爬虫類、モリアオガエル、クロサンショウウオ等の両生類やその他魚類も多く生息している。
人 文	<p>男体山は、奈良時代末期に勝道上人が男体山山頂をきわめて以来、山岳信仰と修験道の霊場として古くから修験者による登山が行われてきた。現在も男体山登拝祭には夜間登山等が行なわれている。</p> <p>また、中禅寺湖畔は、明治以降本邦駐在の外交官や外国公館員の避暑リゾート地として賑わったところで、現在もフランス、ベルギー等の大使館別荘が残されている。</p>

第2 日光管理計画区

1 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

二社一寺等の歴史的建造物や史跡等を中心とする歴史的景観とともに、その背景として、あるいは一体となって地区の景観を醸し出している杉巨木林、大谷川河畔林、鳴虫山自然林や裏見滝等の豊かな自然環境を形成している地域である。

イ 保全対象の保全方針

・ 周辺市街のアメニティの創出及び道路沿線の修景

道路沿線の修景緑化を含めた歴史的環境にふさわしい風情のある街並みづくりを促進するとともに、道路及び利用地点からの男体山等への眺望に配慮する。

・ 野生動物との共生

野生動物の生息域と人間の生活空間とが重複している地域である。ニホンジカ、ニホンザル等に対し交通事故や餌付け等による影響が生じているため、利用者、地域住民及び事業者に対し人間生活と野生動物の関係等の正しい知識の提供や野生動物との共生を推進するうえで必要な普及啓発を行うものとする。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

本管理計画区は東照宮、二荒山神社、輪王寺の二社一寺や滝尾神社、含満淵等の歴史的建造物及び史跡と寂光滝、裏見滝、スギ巨木林、河畔林、鳴虫山自然林等の豊かな自然とが一体となっている地域である。国内各地はもとより、広く海外から多数訪れる等利用者も多い。

以上のような利用形態から、自然環境を保全しつつ、利用の推進を図るものとする。

イ 利用施設の整備及び管理方針

(整備方針)

- ・ 快適な利用環境を確保するものとするが、規模が過大とならないよう留意するものとする。
- ・ 利用拠点においては、施設のデザインに統一性を持たせ、地域の自然環境の保全についても配慮するものとする。
- ・ 施設の整備に当たっては、自然環境の保全に十分留意し、野生動物の生息環境にも配慮した整備を行うものとする。
- ・ 汚水処理等の設備には、環境保全技術上、最良の機能を有すると認められるものとする。

- を積極的に導入すること等により、環境に対する負荷を極力低減するものとする。
- 道路等の整備に際しては、側溝に斜路を設ける等、野生動物の生息環境に配慮した工法を検討するものとする。

(管理方針)

- 事業執行者の責任において快適な利用環境を維持するものとする。
- 利用者の安全に十分配慮した施設管理を行うものとする。
- ゴミ等の汚物については、処理方法を十分に検討の上、事業者の責任において周囲の自然環境に悪影響を及ぼさないように適切に処理するものとする。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

(利用指導方針)

- 公園利用マナーの向上を図るものとする。
- 自然に親しむ機会の増大を図るものとする。

(利用規制方針)

- 植生内での野営、歩道外の歩行は自然環境への影響が大きいため、規制を行う等の利用の適正化を図るものとする。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

ア 特別地域

特別地域内における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等取扱要領」(平成12年3月30日付け環自国第180-1号)第5に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準、同条第30項の規定に基づき環境庁長官が定めた「日光国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例」(平成12年10月12日付け環境庁告示第69号)及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成12年8月7日付け環自国第448-3号)において定める基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

なお、二社一寺等の歴史的景観を考慮し、「山内地域」及び「特に歴史的景観を形成すべき地区」を細区分するものとする。(図1・P20)

また、以下の取扱方針に適合しない既存施設等については、改築時等に統一するよう指導を行うものとする。

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	①基本方針 建築物が風致景観を損なうことなく、自然に溶け込み自然公園としての雰囲気醸し出すよう留意するものとする。 なお、山内地域においては、二社一寺等の歴史的景観との調和に、市街化している地域においては、良好な町並み景観やアメニティの創出に配慮するものとする。 ②規模 設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とし、壁面は主要利用道路から極力後退させるものとする。 ③デザイン、色彩、材料 特殊な用途の建築物を除き、次の要件に適合したものとする。 なお、山内地域においては、二社一寺等の歴史的景観に配慮し、極力和風仕上げとする。 (1) 屋根 ア 形状は原則として切妻、寄棟又は入母屋等の勾配屋根であること。

	<p>イ 勾配は10分の2以上であること。</p> <p>ウ 色彩は焦げ茶系色、茶系色、暗灰色系又は黒色であること。 ただし、銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合、或いは増改築であって既存部分と同色にする場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 壁面 木材や石材等の自然材料を多用した重厚味のある落ち着いたものであること。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、原則としてクリーム系色、ベージュ系色、茶系色又は灰色系色であること。</p> <p>④修景緑化方法 支障木の伐採は必要最小限とし、建築物から道路側の樹木は極力残すものとする。 また、工事により裸地化した場所や建築物の周囲等については、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により、修景のための緑化を行うものとする。</p> <p>⑤その他 (1) 敷地境界等に設けられる塀等の遮蔽物は、原則として設けないものとし、やむを得ず設けなければならない場合には生け垣等風致に配慮した方法を用いるものとする。 ただし、ガソリンスタンド等他法令により塀を設けなければならない場合及び安全上遮蔽物を設けることが必要な場合には、建築物の周囲に必要最小限の規模で設置できるものとするが、その場合の色彩は③・(2)に準じたものとする。</p> <p>(2) 敷地の造成については、できる限り現地形を生かし、切土、盛土を少なくするよう配慮するものとする。 また、擁壁を用いる場合にあつては、原則として木材、自然石又はそれらを模したブロック、緑化ブロック等風致景観に配慮した工法を用いるものとする。</p>
(2) 車 道	<p>①基本方針 安全性に配慮した上で、地形の改変が少ない線形とする。 また、支障木の伐採は必要最小限とし、野生動物の活動を妨げないよう配慮された道路構造とする等、風致景観及び野生生物の保護に十分配慮するものとする。 なお、山内地域においては、歴史的景観の保全や徒歩利用者の安全に十分配慮するものとする。</p> <p>②路面処理方法 特に歴史的景観を形成すべき地区の路面は、交通安全上支障がない範囲で石畳等歴史的景観に適合したものとする。</p> <p>③法面処理方法 (1) 線形を地形に順応させる等により、法面の面積や高さ等を最小限とし、その法面は、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うものとする。 (2) 擁壁は、原則として木材、自然石又はそれらを模したブロック、緑化ブロック等風致景観に配慮した工法を用いるものとする。 やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合には、壁面を自然石に模した表面仕上げとするとともに、顔料を混入する等風致景観に配慮するものとする。 なお、特に歴史的景観を形成すべき地区の擁壁等は、既存石垣と調和した表面仕上げとするものとする。</p>

	<p>(3) モルタル吹き付けについては、上記(1)及び(2)の工法による施工ができない場合にのみ用いるものとし、顔料を混入する等により風致景観に配慮するものとする。</p> <p>④残土処理方法 残土は原則として公園区域外に搬出し、適切に処理するものとするが、やむを得ず公園区域内で処理しなければならない場合には、次の要件に適合したものとする。 (1) 風致及び自然環境の保全上支障のない位置であること。 (2) 土砂が流出或いは崩壊しないような措置が十分に講じられていること。 (3) 処理跡地は、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化が行われるものであること。</p> <p>⑤修景緑化方法 (1) 支障木で移植可能なものについては、極力移植するものとする。 (2) 工事に伴い裸地化した場所は、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うものとする。 (3) 道路改良に伴い生じた廃道敷部分については、舗装を撤去し、必要に応じて客土の上、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うものとする。</p> <p>⑥附帯施設の取扱い 安全を確保する上で必要最小限の規模に留めるものとするが、附帯施設を設置する場合は、次の要件に適合したものを設置するものとする。 (1) 交通安全柵は、原則としてガードケーブル(ガードロープ)とし、ポールの色彩は交通安全上必要な部分を除き、焦げ茶色又は亜鉛メッキ仕上げであること。 やむを得ずガードレールを使用する場合には、ガードレールの外側部を焦げ茶系色に塗色するか、又は全体が亜鉛メッキ仕上げであること。 なお、特に歴史的景観を形成すべき地区の交通安全柵は、交通安全上支障がない範囲で石柱等歴史的景観に適合したものである。 (2) スノーシェッド、ロックシェッド、橋梁、落石防護柵等の金属部分の色彩については、原則として焦げ茶系色又は亜鉛メッキ仕上げであること。</p>
<p>(3) 電柱・鉄塔・アンテナ</p>	<p>①基本方針 できる限り主要利用道路より離れた位置か、又は建築物の背後に設置するものとする。やむを得ず道路沿いに設置する場合には、原則として主要展望方向の反対側に設置するものとする。 なお、特別保護地区、第1種特別地域又はその他風致景観の保護を図るべき地域においては、電線等は原則として地下埋設とし、既存の電線等は更新時に極力地下埋設にするものとする。 また、山内地域においては、電柱には擬木柱の使用、地下埋設する場合については、地上に設置する設備類収納ボックスの意匠を工夫する等歴史的景観に配慮したデザインにするものとする。</p> <p>②規模、構造、色彩等 高さ、本数とも必要最小限とするものとする。 なお、電柱として木柱以外を使用する場合は、その色彩は原則として焦げ茶色とするものとする。</p>

	<p>また、鉄塔、アンテナは、原則として焦げ茶色系又は灰色とするものとする。</p> <p>③その他</p> <p>(1) 電力柱と電話柱が並行する場合の電線は、原則として共架とする。</p> <p>(2) 広告、看板類は、掲出しないものとする。</p>
(4) 砂防等の施設	<p>①基本方針</p> <p>風致景観及び野生動物の保護に留意するものとする。</p> <p>②材料等</p> <p>必要に応じて木材、自然石による化粧張り、魚道の設置等を行うものとする。</p>
(5) 自動販売機	<p>①基本方針</p> <p>自動販売機は、原則として建築物に併設するものとし、道路脇に単独で設置しないものとする。</p> <p>②設置場所、色彩等</p> <p>次の要件に適合したものとする。</p> <p>(1) 設置場所は軒下で、かつ、建築物壁面と同一面に納まるよう設置すること。</p> <p>また、壁面と同一面に納めることが不可能な場合には、木材等の化粧板で覆う等、修景に配慮すること。</p> <p>(2) 自動販売機の色は建築物と調和のとれたものとする。</p> <p>(3) 空き缶等の回収が適正に行われること。</p>
2 木竹の伐採	<p>基本方針</p> <p>(1) 国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について」(昭和34年11月9日付け国発第643号)及び「自然公園区域内における森林の施業について(国有林の取扱い)」(昭和48年8月15日付け環自企第516号)を基本とし、地域の風致に配慮した施業とするものとする。</p> <p>(2) 野生動植物の生息又は生息環境の保全及び主要利用道路沿線等における風致景観の保護に特に配慮するものとする。</p>
3 広告物等の掲出、設置又は表示	<p>①基本方針</p> <p>(1) 商標広告及び営業地以外での社名広告(いわゆる野立広告物)は設置しないものとする。</p> <p>(2) スポンサー名付きの店名表示は、原則として行わないものとする。</p> <p>(3) 駐車場、広場、道路等に設ける案内標識は、その利用上及び管理上支障のない位置に必要最小限の数を設置するものとする。</p> <p>(4) 同一地点に複数の広告物等を設置する場合には、極力統合を図るものとする。</p> <p>(5) 同一地区内に設置される広告物等については、地区の協力のもと極力基本的デザインの統一を図るものとする。</p> <p>なお、山内地域においては、歴史的景観に配慮したデザインとするものとする。</p> <p>②設置場所</p> <p>(1) 主要展望方向には設置しないものとし、かつ、風致上支障のない箇所を選定するものとする。</p>

	<p>(2) 建築物の壁面に掲出する場合は、できるだけ建築物下部に設置するものとする。</p> <p>③規模、材料、色彩、照明等 規模は極力抑え、次の要件に適合したものとする。 ただし、ガソリンスタンドの登録商標の広告物は、営業敷地内に限り一基まで認めるものとし、次の要件は適用しない。</p> <p>(1) 材料は、原則として木材、石材等の自然材料とする。</p> <p>(2) 色彩は、木材、石材等自然材料を用いる場合を除き、原則として黒又は茶系色（焼板仕上げも可）とし、文字は原色を避け、白色又は黒色とする。</p> <p>(3) 照明を用いる場合にあっては、原則として白色のスポットライト等を使用した外部からの照明とする。</p> <p>④その他 設置された標識類が汚損した場合は、設置者に速やかに撤去又は補修等の維持管理を行うよう指導するものとする。</p>
<p>4 植物の採取 又は損傷、動物の捕獲、殺傷又は損傷</p>	<p>①基本方針 以下に定める事項に該当しないものは原則として許可しないものとする。なお、特別保護地区において、帰化植物を採取する等の保護管理行為として行われる植物の採取についてはこの限りでない。</p> <p>②行為の目的 (1) 研究又は学問上の目的で行われるもので、調査・研究の成果が学会等に公表されることになっているもの。 (2) 標本類の採取及び捕獲を目的とするものではなく、また、採取及び捕獲により得られた標本類のうち特に貴重なものは公的機関等で保管されることになっているもの。 (3) 過去の研究・調査または文献・資料によって知り得ない事実を明らかにするもの。</p> <p>③行為者の資格 (1) 研究等の目的の場合は原則として、大学または公的研究機関（以下「研究機関等」という）に所属する者または公的機関から依頼を受けた者とし、その機関の活動として行われる場合に限るものとする。ただし次の各号の一に該当する者はこの限りではない。 (ア) 申請に係る分野において、学問上評価される研究調査の経歴及び実績を持つ者 (イ) 申請に係る分野に関する研究機関等より推薦を受けた者 (2) これまでに自然公園法に違反する等の自然公園の保護・管理上著しい支障となるような行為を行った者でないこと。</p> <p>④採取及び捕獲の対象及び方法 (1) 採取及び方法により当該地域の生態系に著しい影響を及ぼすおそれのないものであること。 (2) 行為目的を達成するため適当と認められる方法であり、必要最小限のものであること。 (3) 自然保護及び公園利用に対して十分配慮されたものであること。</p> <p>⑤その他 (1) 公的研究機関等の申請（協議）の場合、原則としてその機関等として申請（協議）するものとする。 (2) 同一の調査・研究を複数の者で行う場合、原則として一件として代表者が申請するものとする。 (3) 長期にわたる行為については、毎年申請するものとし、全期間</p>

	を明確にすること。 (4) ③・(1)・(ア) の判定については、研究・調査の実績及び経歴を証明できる学術的論文及び経歴書等を添付させ判断する。
5 車馬、動力船の使用又は航空機の着陸	基本方針 ヘリコプターの乗り入れについては、「国立、国定公園におけるヘリコプターの乗り入れについて」(昭和59年3月26日環自保第109号)によるほか、以下の取扱いによるものとする。 車馬、動力船の使用又は航空機の着陸を行う際には、野生生物の保護及び公園利用者の安全に十分配慮するものとする。

イ 普通地域

普通地域内の要届出行為については、特別地域内の行為の取扱(規模に関するものを除く。)を参考として風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導するほか、ゴルフ場については「国立公園普通地域におけるゴルフ場造成計画に対する指導指針について」(平成2年6月1日付け環自保第343号)及び廃棄物処理施設については「国立・国定公園内における廃棄物処理施設の取扱いについて」(平成6年4月1日付け環自計第62-1号・環自国第152号)によるものとする。

なお栃木県内の普通地域内(那須湯本及び塩原温泉地域を除く)の要届出行為のうち、建築物に係るものについては、下記の取扱方針に基づき指導をするものとする。

取 扱 方 針

①建築物の規模等

- (1) 建築物の高さは25メートル以下とする。
- (2) 総建築面積の敷地面積に対する割合は30%以下とする。ただし、建築基準法第8条第1項第1号の用途地域が定められている地域については適用しない。
- (3) 建築物の水平投影外周線が敷地境界線から5メートル以上、主要道路から20メートル以上離れていること。ただし、用途地域については適用しない。
- (4) 主要展望地からの展望に著しい支障がないものであること。

②建築物の意匠

- (1) 屋根及び外壁は、周囲の自然と調和する目立たない色を使用すること。
- (2) 屋根は周囲の自然との調和を著しく乱すものでないこと。

③緑地計画

- (1) 敷地内の工作物(建築物、屋外運動施設、駐車場、道路等をいう)が設けられている土地以外の土地(以下「残地」という)に現存する樹木は原則として保存する。
- (2) 残地は樹木を中心とする緑化を図ること。
- (3) 敷地面積に対する保存緑地の割合は40%以上とする。ただし用途地域については適用しない。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園及び国定公園事業取扱要領」(平成12年3月30日付け環自国第179-1号)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

なお、以下の取扱方針に適合しない既存施設等については、改築時等に統一するよう指導を行うものとする。

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
1 道 路	日光栗山線	①基本方針

(車道)

日光片品線
安良沢光徳線
足尾清滝線

- (1) 風致景観及び自然環境の保全に十分配慮し、特に山岳地域においては大幅な地形改変を生じないように配慮するものとする。
- (2) 快適な公園利用を図るために車道からの眺望に留意したルート選定を行うとともに交通安全に留意するものとする。
- (3) 工事に伴う支障木の伐採は必要最小限とするともに、修景を行う等必要な措置をとるものとする。
ただし、展望の優れた箇所では、風致景観及び自然環境の保全上支障を与えない範囲内において、通景線の確保を図るものとする。
- (4) 野生動物の活動を妨げないように配慮された道路構造とする等野生生物の保護に十分配慮するものとする。
- (5) 歩行利用者の多い区間については、風致景観及び自然環境の保全上支障を与えない範囲内において歩道の併設を検討するものとする。
- (6) 安良沢光徳線のうち、現在一般の利用に供用されていない区間の整備については、慎重に検討するものとする。

②法面処理方法

第2・2・(1)・1・(2)車道③と同様とする。(P 8)

③残土処理方法

第2・2・(1)・1・(2)車道④と同様とする。(P 9)

④修景緑化方法

第2・2・(1)・1・(2)車道⑤と同様とする。(P 9)

⑤附帯施設の取扱い

第2・2・(1)・1・(2)車道⑥と同様とする。(P 9)

なお、道路附帯園地等附帯施設については、必要最小限の規模に留めるものとする。休憩所、展望施設、公衆便所、駐車場、案内所等の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和したデザインとするものとする。

また、施設規模等については、次のとおりとする。

・建築物(展望施設等の特殊な形態のものは除く。)

新築、改築又は増築は次の要件に適合したものとする。

ア 規模

最高部の高さ(避雷針、煙突及びアンテナ等を除いて算定した建築物の高さ。以下同じ。)は13m以下であること。

イ 屋根

(ア) 形状は原則として切妻、寄棟又は入母屋等の勾配屋根であること。

(イ) 勾配は10分の2以上であること。

(ウ) 色彩は焦げ茶系色、茶系色、暗灰系色又は黒色であること。

ただし、銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合にあつてはこの限りでない。

ウ 壁面

木材や石材等の自然材料を多用した重厚味のある落ちついたものであること。

また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、

		原則としてクリーム系色、ベージュ系色、茶系色又は灰色系色であること。
2 道路 (歩道)	山内女峰山線 稲荷川・鳴沢 周回線 裏見滝光徳線 寂光滝線 鳴虫山線 中宮祠阿世瀉 峠線 清滝富士見峠 線	<p>①基本方針</p> <p>(1) 山岳登山ルートにあつては、特に高山植物等の保護及び利用者の安全に配慮した整備をするものとする。 それ以外のルートにあつては、単に最短距離で目的地に至るものではなく、興味地点を有効につなぎ、沿線の自然に親しみ自然を学習するルートを選定するとともに、利用者の安全に配慮した整備をするものとする。</p> <p>(2) 「てくてく推進計画」のモデルコースについては、その主旨に従い、歴史や自然とのふれあいを促進し、理解が深められるよう積極的な整備及び管理を推進するものとする。</p> <p>(3) 山内地域における標識等の施設については、石の道標等歴史的な風情を感じさせるデザインとするものとする。</p> <p>(4) 眺望を楽しむ歩道にあつては、風致景観及び自然環境の保全上支障のない範囲で展望の確保に配慮するものとする。</p> <p>(5) 雨水等による侵食や利用者の踏圧等による裸地化が進まないよう整備するものとし、木道、立入防止柵、排水溝の設置等必要な措置をとるものとする。</p> <p>(6) 既に侵食等により荒廢の生じた部分については、土留め等により土壌の安定化を図るもとともに、植生回復のための必要な方策を検討するものとする。</p> <p>(7) 歩道の起点は車道沿線に設定されることが多いことから、車中等から十分視認され、誘導されるよう入口に案内標識・誘導標識等の標識や自然情報を提供できる簡単な施設等を適切に配置するものとする。</p> <p>②附帯施設の取扱い</p> <p>附帯施設は必要最小限の規模に留めるものとする。休憩所、展望施設、公衆便所等の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和したデザインとするものとする。</p> <p>なお、施設のデザイン等については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 建築物（展望施設等の特殊な形態のものは除く。） 新築、改築又は増築は次の要件に適合したものとする。</p> <p>ア 屋根</p> <p>(ア) 形状は原則として切妻、寄棟又は入母屋等の勾配屋根であること。 (イ) 勾配は10分の2以上であること。 (ウ) 色彩は焦げ茶系色、茶系色、暗灰色系又は黒色であること。 ただし、銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合にあつてはこの限りでない。</p> <p>イ 壁面</p> <p>木材や石材等の自然材料を多用した重厚味のある落ちついたものであること。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、</p>

		<p>原則としてクリーム系色、ベージュ系色、茶系色又は灰系色であること。</p> <p>(2) 標識類 全体として統一のとれたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用の効果を高めるために必要な解説板等を適切に設置するものとする。</p> <p>③管理運営方法 (1) 管理体制を明確にするとともに、危険箇所の点検、補修、草刈り、清掃等を定期的実施するものとする。 (2) クズカゴ等は、十分な維持管理が可能な場所以外には設置しないものとし、また、美観上や野生動物への影響の観点から、適当なデザインの蓋付き箱に納める等の工夫を行うとともに、ゴミの投げ捨て防止、ゴミ持ち帰り運動を推進するものとする。 (3) 山岳地域に設置した標識類は、巡視活動等を行い、維持管理に十分配慮するものとする。 また、老朽化した標識類は、設置者の責任において修理、更新を行うものとする。</p>
3 園 地	寂光滝 裏見滝	<p>①基本方針 樹林地、展望地等各地区の特性に応じた施設の整備及び管理を行い、自然探勝、散策、ピクニック、風景鑑賞等自然とのふれあいが高まるように配慮するものとする。 なお、現地形を生かし、自然環境に十分配慮した整備を行うものとする。</p> <p>②附帯施設の取扱い 附帯施設は必要最小限の規模に留めるものとする。休憩所、展望施設、公衆便所、駐車場、案内所等の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和したデザインとするものとする。 なお、施設の規模等については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 建築物（展望施設等の特殊な形態のものは除く。） 新築、改築又は増築は次の要件に適合したものとする。</p> <p>ア 規模 最高部の高さ（避雷針、煙突及びアンテナ等を除いて算定した建築物の高さ。以下同じ。）は13m以下であること。</p> <p>イ 屋根 (ア) 形状は原則として切妻、寄棟又は入母屋等の勾配屋根であること。 (イ) 勾配は10分の2以上であること。 (ウ) 色彩は焦げ茶系色、茶系色、暗灰系色又は黒色であること。 ただし、銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合にあってはこの限りでない。</p> <p>ウ 壁面 木材や石材等の自然材料を多用した重厚味のある落ちついたものであること。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、原則としてクリーム系色、ベージュ系色、茶系色又は</p>

		<p>灰系色であること。</p> <p>(2) 標識類 全体として統一のとれたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用の効果を高めるために必要な解説板等を適切に設置するものとする。</p> <p>(3) 駐車場 風致上支障のない範囲内において、利用者数に見合った規模を確保するものとする。</p> <p>③管理運営方法</p> <p>(1) 管理体制を明確にするとともに、十分な維持管理計画を立て、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 危険箇所及び自然環境等の保全上必要な場所には、防護柵、注意標識等を設置し、利用の安全及び自然環境の保全を図るものとする。</p> <p>(3) クズカゴ等は、十分な維持管理が可能な場所以外には設置しないものとし、また、美観上や野生動物への影響の観点から、適当なデザインの蓋付き箱に収める等の工夫を行うとともに、ゴミの投げ捨て防止、ゴミの持ち帰り運動を推進し、園路、広場の草刈り、園地内の清掃等を定期的実施するものとする。</p> <p>(4) 展望台においては、良好な展望を確保するため、風致景観及び自然環境の保全上支障を与えない範囲内において、通景線の確保を図るものとする。</p>
4 宿 舎	日光 田母沢	<p>①基本方針</p> <p>(1) 各地域の利用形態に対応し、快適な利用を促進する宿泊施設を、自然景観及び歴史的景観との調和に配慮して整備するものとする。</p> <p>なお、事業の対象とする宿舎は、事業決定された区域内の宿泊の用に供する建築物のうち、旅館業法による許可を得たもの又は得る見込みのあるものとする。</p> <p>(2) 壁面は道路及び敷地境界線からできる限り離すものとする。</p> <p>②規模</p> <p>高さは13m以下かつ3階建て以下とする。ただし、既に13mをこえている建物の建て替えについては、既存の高さまでとし、かつ、13mをこえる部分の容積は、既存の13mをこえる部分の容積をこえないものとする。</p> <p>③デザイン、色彩、材料</p> <p>次の要件に適合したものとする。</p> <p>なお、山内地域においては、二社一寺等の歴史的景観に配慮した和風建築とする。</p> <p>(1) 屋根</p> <p>ア 形状は原則として切妻、寄棟又は入母屋等の勾配屋根であること。</p> <p>イ 勾配は10分の2以上であること。</p> <p>ただし、屋根の形状を勾配屋根とすることができない場合には傾斜パラペットを設ける等、見かけ上屋根</p>

をもったものと見なせるような形態とすること。

ウ 色彩は焦げ茶系色、茶系色、暗灰色系又は黒色であること。

ただし、銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合、或いは増改築であって既存部分と同色にする場合はこの限りでない。

なお、傾斜パラペットを付す場合は、屋上の色彩についても傾斜パラペットと同じ色彩にする等の配慮を行うこと。

(2) 壁面

木材や石材等の自然材料を多用した重厚味のある落ちついたものであること。

また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、原則としてクリーム系色、ベージュ系色、茶系色又は灰色系色であること。

④ 附帯施設の取扱い

(1) 駐車場は、原則として風致上の支障のない範囲内において収容力に見合うよう確保するものとする。

(2) テニスコートについては、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和57年5月7日付け環自保第138号）によるものとする。

(3) 敷地境界線に設けられる塀等の遮蔽物は、原則として設けないものとし、やむを得ず設けなければならない場合には、生け垣等風致に配慮した方法を用いるものとする。

(4) 広告物を建築物等に掲出又は表示する場合は次の要件に適合したものとし、スポンサー名付きの店名表示は原則として行わないものとする。

ア 広告物は、できるだけ建築物下部に設置すること。

イ 材料は、原則として木材、石材等の自然材料とすること。

ウ 色彩は、木材、石材等自然材料を用いる場合を除き、原則として黒色又は茶系色（焼板仕上げも可）とし、文字は原色を避け、原則として白色又は黒色とすること。

エ 照明を用いる場合にあっては、原則として光源は白色系とし、動光又は点滅を伴わないものであること。

オ 設置された標識類が汚損した場合は、速やかに撤去又は補修等の維持管理を行うものとする。

カ 誘導標識等一個所に複数の標識を設置する場合は極力統合化を図るものとする。

(5) 擁壁は、原則として木材、自然石又はそれらを模したブロック、緑化ブロック等風致景観に配慮した工法を用いるものとする。

やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合には、壁面を自然石に模した表面仕上げとするとともに、顔料を混入する等風致景観に配慮するものとする。

(6) 汚水浄化施設を設置する場合には、法令の基準に適合する機能を備えたものとする。

⑤ 修景緑化方法

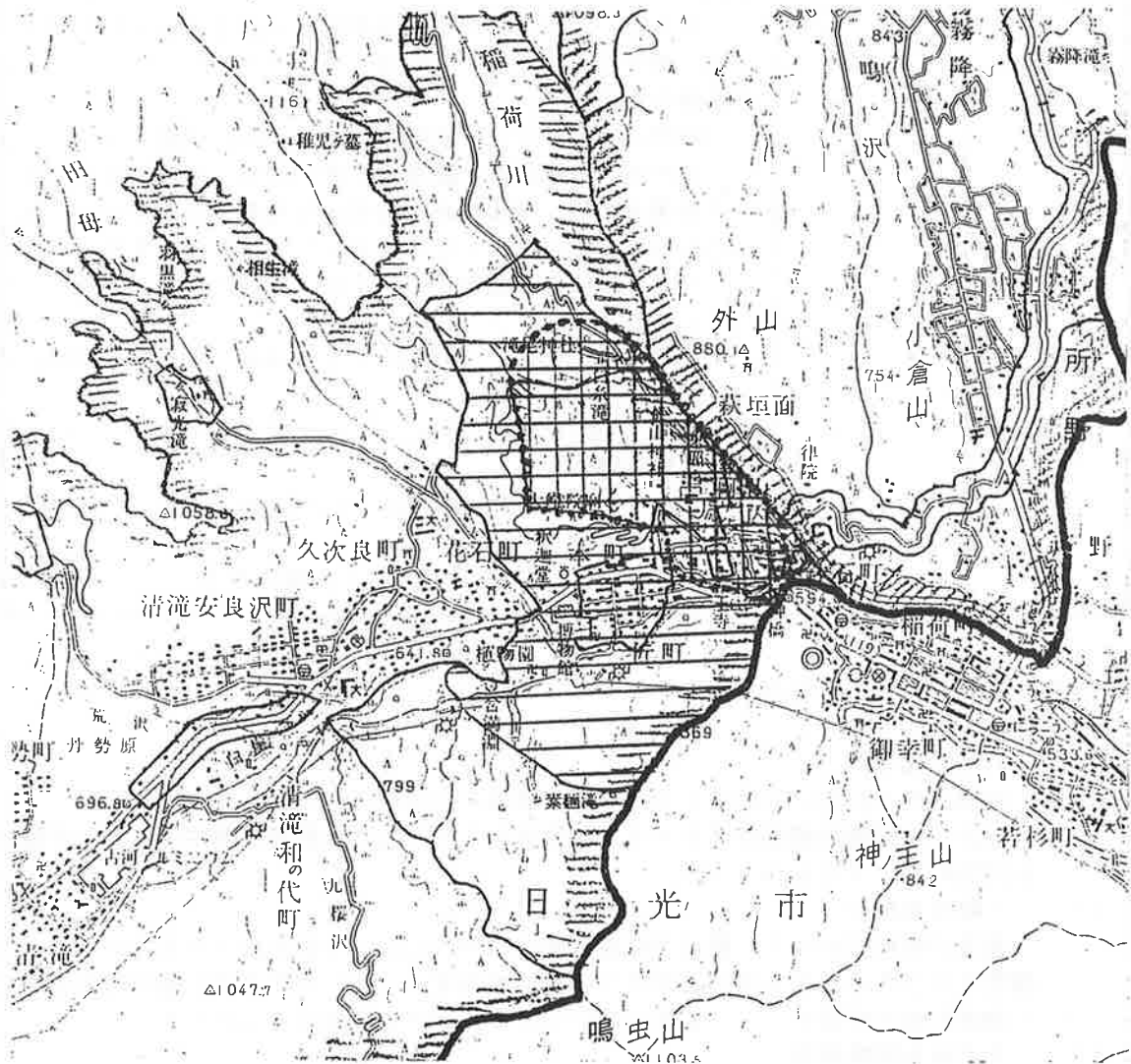
		<p>自然植生はできる限り残すものとし、敷地内（特に建築物の正面及び道路との間）には、修景のための植栽を行うものとする。</p> <p>⑥管理運営方法 管理運営体制を明確にするとともに、公園利用施設として適正に管理するものとする。</p> <p>⑦その他 敷地の造成については、できる限り現地形を生かし、切土、盛土を少なくするよう配慮するものとする。</p>
5 休憩所	山内	<p>①基本方針 利用者の安全及び歴史的景観並びに自然景観との調和に配慮して整備するものとする。</p> <p>②施設の規模等 設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とする。 案内所等の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、歴史的景観及び周辺の自然環境に調和したデザインとするものとする。 なお、施設の規模等については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 建築物 第2・2・(2)・3園地②・(1)と同様とする。 (P15)</p> <p>(2) 標識類 第2・2・(2)・3園地②・(2)と同様とする。 (P16)</p> <p>③管理運営方法 (1) 管理体制を明確にするとともに、十分な維持管理計画を立て、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとする。 (2) 危険箇所及び自然環境等の保全上必要な場所には、防護柵、注意標識等を設置し、利用の安全及び自然環境の保全を図るものとする。 (3) クズカゴ等は、十分な維持管理が可能な場所以外には設置しないものとし、また、美観上や野生動物への影響の観点から、適当なデザインの蓋付き箱に納める等の工夫を行うとともに、ゴミの投げ捨て防止、ゴミ持ち帰り運動等を推進し、敷地内の草刈り、清掃等を定期的に実施するものとする。</p>
6 駐車場	西参道	<p>①基本方針 利用施設容量に見合った必要最小限の整備を図るものとする。</p> <p>②附帯施設の取扱い 附帯施設は必要最小限の規模に留めるものとする。休憩所、案内所、公衆便所等の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の歴史的景観及び自然環境に調和したデザインとするものとする。 なお、施設の規模及びデザイン等については、次の要件に適合したものとする。</p> <p>(1) 建築物 第2・2・(2)・3園地②・(1)と同様とする。 (P15)</p> <p>③管理運営方法</p>

		第2・2・(2)・5 休憩所③と同様とする。 (P18)
7 博物館	山内	<p>①基本方針 輪王寺、二荒山神社及び東照宮に代表される日光の歴史等に関する博物館として整備するものとする。</p> <p>②施設の規模等 設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とする。 休憩所、公衆便所、駐車場、案内所等の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和したデザインとするものとする。 なお、施設の規模等については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 建築物 第2・2・(2)・3 園地②・(1)と同様とする。 (P15)</p> <p>(2) 標識類 第2・2・(2)・3 園地②・(2)と同様とする。 (P16)</p> <p>(3) 駐車場 第2・2・(2)・3 園地②・(3)と同様とする。 (P16)</p> <p>③管理運営方法 第2・2・(2)・5 休憩所③と同様とする。 (P18)</p>

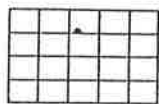
3 地域の開発、整備に関する事項

- (1) 自然公園施設
自然とのふれあいの拠点となる施設の整備を図るものとする。
なお、標識類の整備に当たっては、原則として「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」によるものとする。
- (2) 一般公共施設
県及び市町村の行う一般公共施設の整備については、公園計画との有効かつ円滑な調整を行うため、次年度の計画について、前年度末までに県の自然公園担当部を通じて整備計画の照会を行い、必要に応じてヒアリングを実施するものとする。
- (3) その他大規模開発
周辺の自然環境に与える影響が著しいと予想される整備については、自然環境に与えることとなる影響等について事前に総合的に調査するものとする。

図1 「山内地域」及び「特に歴史的景観を形成すべき地区」



山内地域



特に歴史的景観を形成すべき地区

第 3 奥日光・霧降管理計画区

1 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

中禅寺湖の北に位置する戦場ヶ原、小田代原等の低地を囲むように男体山、女峰山、太郎山、白根山等2000m級の山々が連なり、中禅寺湖、湯ノ湖、菅沼等の湖沼群、華厳ノ滝、霧降滝等の瀑布、溪谷等原生的な風致景観を形成している地域である。

植生等については、低山帯のミズナラ、ブナ等の落葉広葉樹から高山帯のダケカンバ、ハイマツ等の変化に富んだ美しい自然林と一部カラマツ等の人工林となっており、ツキノワグマ、ニホンジカ等の大型哺乳類等多様な動物が数多く生息している地域である。

イ 保全対象の保全方針

・ 街並み景観と道路景観

国道120号沿線に施設群が点在する形態であるため、各々の施設群における良好な街並み景観やアメニティの創出を推進するものとする。

また、奥日光の良好な街並み景観と道路沿線の景観との相互の関連性や湖畔・湖上等からの景観にも配慮し、地域にふさわしい景観の形成に努めるものとする。

なお、良好な街並み景観を形成する地区における基本的取扱方針を次に示す。

①中宮祠集団施設地区（丸山地区を除く。（図2・P39、図4・P41））

自然環境との調和や主要な展望地（明智平展望台、茶ノ木平展望台、立木観音駐車場付近、遊覧船、道路等）からの眺望に配慮した潤いのある集落として良好な街並み景観の形成に努めるものとする。

また、地域住民の合意による建物デザインの設定、看板等の整理統合、湖畔栈橋の整理統合等町づくりに向けての活動を促進するものとする。

②湯元集団施設地区（図3・P40）

自然環境との調和した、潤いのある集落として良好な街並み景観の形成に努めるものとする。

また、地域住民の合意による建物デザインの設定・看板の整理統合等の町づくりに向けての活動を促進するものとする。

③丸山地区（図4・P41）

自然の中に溶け込んだ保養施設群として、国道沿いの樹林の保護・国道からの壁面後退の確保に努めるとともに、「日光国立公園の特別地域及び特別保護地区における行為の許可基準の特例」（平成12年10月12日付け環境庁告示第68号）による高さの制限等を行う。

④菖蒲ヶ浜地区（龍頭ノ滝地区を含む（図5・P42））

湖畔景観の保全等に留意するとともに、親水性の確保に努めるものとする。

⑤三本松、赤沼地区（図6・P43）

戦場ヶ原湿原等の自然環境の保全に特に留意するものとする。

開拓地区については、施設が連担しないように配慮するとともに、建物周辺への積極的な修景植栽を促進するものとする。

・ 快適な滞留空間の創出

中禅寺湖や湯ノ湖畔においては、必要に応じて、既存護岸の改良・放置ボートの整理・栈橋の統合化等を促進し、親水空間の形成に努めるものとする。

また、徒歩利用者が安全かつ快適に滞留できる空間の確保を推進するものとする。

・ 良好な自然環境の維持・保全

日光国立公園日光地域の景観及び利用等の基盤である自然環境を良好な状態に維持

し、保全するものとする。

・ 野生動物の保護

貴重な野生動物の生息域であることを念頭に置いた公園の適正な管理運営に努めるものとする。また、野生動物と人間活動の関わりについての正しい知識の提供及び野生動物保護の推進のための普及啓発活動を促進するものとする。

・ 水質の保全

奥日光の豊かな自然環境や景観の基盤であり、快適な利用の基盤でもある水質の保全について、関係機関や地域住民等と協調しながらその悪化を防止するとともに、その改善を目指すものとする。

・ 自然に対し影響の少ない利用及び自然とのふれあいの推進

良好な自然環境に対する影響が少ない利用の推進を図るものとする。

奥日光の豊かな自然、静けさや神秘性、温泉等の資源を有効に活用し、利用形態として自然観察会や探鳥会等の自然解説事業を推進し、そのための歩道・解説板等の施設を整備するとともに、自然情報提供システム等を整備するものとする。

また、野生動物の豊富な地域であることから、野生動物との共生・ふれあいのための施策を推進するものとする。

ウ 保護施設の整備及び保護のための事業の実施方針

保護の事業として、白根山等の歩道沿いの植生の荒廃地、戦場ヶ原の湿原植物及び小田代原の草原植物等の植生復元等の事業を推進するものとする。併せて必要な調査・研究を推進するものとする。

なお、一度失われた植生の完全な復元は極めて困難であるため、利用者指導の充実を図る等、必要な予防措置を講じるものとする。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

奥日光・霧降管理計画区は、東京圏から自動車ですぐに到着できることから、手軽に利用できる公園として年間 220万人にも及ぶ利用者がある。特に夏休み期間及び紅葉のシーズンに利用者が集中している。

利用形態は、温泉を利用した保養と、夏期は歩道を利用した散策または登山、キャンプが主体となり、冬期はクロスカントリースキー及びゲレンデスキーが利用の主体となる。

このような利用形態から、自然環境を保全しつつ、各種野外レクリエーションや温泉浴が楽しめるよう、各地の特色を生かした利用の推進を図るものとする。

イ 利用施設の整備及び管理方針

(整備方針)

- ・ 快適な利用環境を確保するものとするが、規模が過大とならないよう留意するものとする。
- ・ 利用拠点においては、施設のデザインに統一性を持たせ、地域の自然環境の保全についても配慮するものとする。
- ・ 施設の整備に当たっては、自然環境の保全に十分留意し、野生動物の生息環境にも配慮した整備を行うものとする。
- ・ 道路等の整備に際しては、側溝に斜路を設ける等、野生動物の生息環境に配慮した工法を検討するものとする。
- ・ 汚水処理等の設備には、環境保全技術上、最良の機能を有すると認められるものを積極的に導入すること等により、環境に対する負荷を極力低減するものとする。
- ・ 光徳地区は冬季の歩くスキーの利用が行なわれており、施設整備に当たっては十分配慮するものとする。

(管理方針)

- ・ 事業執行者の責任において快適な利用環境を維持するものとする。
- ・ 利用者の安全に十分配慮した施設管理を行うものとする。
- ・ ゴミ等の汚物については、処理方法を十分に検討の上、事業者の責任において、周囲の自然環境に悪影響を及ぼさないように適切に処理するものとする。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

(利用指導方針)

- ・ 公園利用マナーの向上を図るものとする。
- ・ 登山については、植生保護、適正利用の観点から指導の徹底を図るものとする。
- ・ 自然に親しむ機会の増大を図るものとする。

(利用規制方針)

- ・ 植生内での野営、歩道外歩行は自然環境への影響が大きいため、規制を行う等の利用の適正化を図るものとする。
- ・ ペットの持ち込みについては、他の利用への配慮と野生動植物に与える影響の観点から注意を促すものとする。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

ア 特別地域

特別地域内における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等取扱要領」（平成12年3月30日付け環自国第180-1号）第5に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準、同条第30項の規定に基づき環境庁長官が定めた「日光国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例」（平成12年10月12日付け環境庁告示第69号）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自国第448-3号）において定める基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

また、以下の取扱方針に適合しない既存施設等については、改築時等に統一するよう指導を行うものとする。

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	<p>①基本方針 建築物が風致景観を損なうことなく、自然に溶け込み自然公園としての雰囲気醸し出すよう留意するものとする。 なお、市街化している地域においては、良好な町並み景観やアメニティの創出に配慮するものとする。 また、国道沿線の中禅寺湖畔及び中禅寺湖南岸の建築物等については、できる限り他地域への移転を推進する。</p> <p>②規模 第2・2・(1)・1・(1)建築物②と同様とする。 (P 7) なお、丸山地域においては、「日光国立公園の特別地域及び特別保護地区における行為の許可基準の特例」（平成12年10月12日付け環境庁告示第68号）により、建築物についての審査基準が強化されておりこれによる。</p> <p>③デザイン、色彩、材料 特殊な用途の建築物を除き、次の要件に適合したものとする。 (1) 屋根</p>

	<p>ア 形状は原則として切妻、寄棟又は入母屋等の勾配屋根であること。 ただし、中宮祠集団施設地区（丸山地区を除く）においては、屋根の形状を勾配屋根とすることができない場合には傾斜パラペットを設ける等、見かけ上屋根をもったものと見なせるような形態とすること。</p> <p>イ 勾配は10分の2以上であること。</p> <p>ウ 色彩は焦げ茶系色、茶系色、暗灰色系又は黒色であること。 なお、傾斜パラペットを付す場合は、屋上の色彩についても傾斜パラペットと同じ色彩にする等配慮を行うものとする。 ただし、銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合、或いは増改築であって既存部分と同色にする場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 壁面 第2・2・(1)・1・(1)建築物③(2)と同様とする。(P 8)</p> <p>④修景緑化方法 ア 支障木の伐採は必要最小限とし、樹林地に設ける場合は、道路と建築物の間の樹林は、取付道路を除き極力保全するものとする。 イ 工事により裸地化した場所や建築物の周囲等については、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により、修景のための緑化を行うものとする。 ウ 建物の周囲、特に利用地点から望見される場合は、十分な遮蔽のための植栽を行うものとする。</p> <p>⑤その他 第2・2・(1)・1・(1)建築物⑤と同様とする。(P 8)</p>
(2)車道	<p>①基本方針 安全性に配慮した上で、地形の改変が少ない線形とする。 また、支障木の伐採は必要最小限とし、野生動物の活動を妨げないよう配慮された道路構造とする等、風致景観及び野生生物の保護に十分配慮するものとする。</p> <p>②法面処理方法 (1) 線形を地形に順応させる等により、法面の面積や高さ等を最小限とし、その法面は、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うものとする。 (2) 擁壁は、原則として木材、自然石又はそれらを模したブロック、緑化ブロック等風致景観に配慮した工法を用いるものとする。 やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合には、壁面を自然石に模した表面仕上げとするとともに、顔料を混入する等風致景観に配慮するものとする。 (3) モルタル吹き付けについては、上記(1)及び(2)の工法による施工ができない場合にのみ用いるものとし、顔料を混入する等により風致景観に配慮するものとする。</p> <p>③残土処理方法 第2・2・(1)・1・(2)車道④と同様とする。(P 9)</p> <p>④修景緑化方法 第2・2・(1)・1・(2)車道⑤と同様とする。(P 9)</p> <p>⑤附帯施設の取扱い 安全を確保する上で必要最小限の規模に留めるものとするが、附帯施設を設置する場合は、次の要件に適合したものを設置するもの</p>

	<p>とする。</p> <p>(1) 交通安全柵は、原則としてガードケーブル（ガードロープ）とし、ポールの色彩は交通安全上必要な部分を除き、焦げ茶色又は亜鉛メッキ仕上げであること。</p> <p>やむを得ずガードレールを使用する場合には、ガードレールの外側部を焦げ茶系色に塗色するか、又は全体が亜鉛メッキ仕上げであること。</p> <p>(2) スノーシェッド、ロックシェッド、橋梁、落石防護柵等の金属部分の色彩については、原則として焦げ茶系色又は亜鉛メッキ仕上げであること。</p>
(3) 電柱・鉄塔・アンテナ	<p>①基本方針</p> <p>できるかぎり主要利用道路より離れた位置か、又は建築物の背後に設置するものとする。やむを得ず道路沿いに設置する場合には、原則として主要展望方向の反対側に設置するものとする。</p> <p>なお、特別保護地区、第1種特別地域又はその他風致景観の保護を図るべき地域においては、電線等は原則として地下埋設とし、既存の電線等は更新時に極力地下埋設にするものとする。</p> <p>②規模、構造、色彩等</p> <p>第2・2・(1)・1・(3)電柱・鉄塔・アンテナ②と同様とする。 (P.9)</p> <p>③その他</p> <p>第2・2・(1)・1・(3)電柱・鉄塔・アンテナ③と同様とする。 (P10)</p>
(4) 砂防等の施設	<p>第2・2・(1)・1・(4)砂防等の施設と同様とする。 (P10)</p>
(5) 栈橋	<p>基本方針</p> <p>中禅寺湖においては、既存栈橋の整理統合を推進するものとし、既存栈橋の整理統合によるものを除き設置しないものとする。</p> <p>湯ノ湖、丸沼、菅沼においては、新たな栈橋は設置しないものとする。</p> <p>なお、栈橋の増改築にあつては必要最小限の規模とするものとする。</p> <p>また、長期間使用されずに放置されている栈橋については、撤去等の指導を行うものとする。</p>
(6) 自動販売機	<p>第2・2・(1)・1・(5) 自動販売機と同様とする。 (P10)</p>
2 木竹の伐採	<p>第2・2・(1)・2 木竹の伐採と同様とする。 (P10)</p>
3 広告物等の掲出、設置又は表示	<p>①基本方針</p> <p>(1) 商標広告及び営業地以外での社名広告（いわゆる野立広告物）は設置しないものとする。</p> <p>(2) スポンサー名付きの店名表示は、原則として行わないものとする。</p> <p>(3) 駐車場、広場、道路等に設ける案内標識は、その利用上及び管理上支障のない位置に必要最小限の数を設置するものとする。</p> <p>(4) 同一地点に複数の広告物等を設置する場合には、極力統合を図るものとする。</p>

	<p>(5) 同一地区内に設置される広告物等については、地区の協力のもと極力基本的デザインの統一を図るものとする。</p> <p>②設置場所 第2・2・(1)・3 広告物等の設置、掲出又は表示②と同様とする。(P10)</p> <p>③規模、材料、色彩、照明等 第2・2・(1)・3 広告物等の設置、掲出又は表示③と同様とする。(P11)</p> <p>④その他 第2・2・(1)・3 広告物等の設置、掲出又は表示④と同様とする。(P11)</p>
4 植物の採取又は損傷、動物の捕獲、殺傷又は損傷	第2・2・(1)・4 植物の採取又は損傷、動物の捕獲、殺傷又は損傷と同様とする。(P11)
5 車馬、動力船の使用又は航空機の着陸	第2・2・(1)・5 車馬、動力船の使用又は航空機の着陸と同様とする。(P12)

イ 普通地域

普通地域内の要届出行為については、特別地域内の行為の取扱（規模に関するものを除く。）を参考として風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導するほか、ゴルフ場については「国立公園普通地域におけるゴルフ場造成計画に対する指導指針について」（平成2年6月1日付け環自保第343号）及び廃棄物処理施設については「国立・国定公園内における廃棄物処理施設の取扱いについて」（平成6年4月1日付け環自計第62-1号・環自国第152号）によるものとする。

なお栃木県内の普通地域内（那須湯本及び塩原温泉地域を除く）の要届出行為のうち、建築物に係るものについては、下記の取扱方針に基づき指導をするものとする。

取 扱 方 針

①建築物の規模等

- (1) 建築物の高さは25メートル以下とする。
- (2) 総建築面積の敷地面積に対する割合は30%以下とする。ただし、建築基準法第8条第1項第1号の用途地域が定められている地域については適用しない。
- (3) 建築物の水平投影外周線が敷地境界線から5メートル以上、主要道路から20メートル以上離れていること。ただし、用途地域については適用しない。
- (4) 主要展望地からの展望に著しい支障がないものであること。

②建築物の意匠

- (1) 屋根及び外壁は、周囲の自然と調和する目立たない色を使用すること。
- (2) 屋根は周囲の自然との調和を著しく乱すものでないこと。

③緑地計画

- (1) 敷地内の工作物（建築物、屋外運動施設、駐車場、道路等をいう）が設けられている土地以外の土地（以下「残地」という）に現存する樹木は原則として保存する。
- (2) 残地は樹木を中心とする緑化を図ること。
- (3) 敷地面積に対する保存緑地の割合は40%以上とする。ただし用途地域については適用しない。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園及び国定公園事業取扱要領」(平成12年3月30日付け環自国第179-1号)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

なお、以下の取扱方針に適合しない既存施設等については、改築時等に統一するよう指導を行うものとする。

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
1 道 路 (車道)	逆川川俣線 赤沼千手線 日光栗山線 日光片品線 安良沢光徳線 中宮祠半月山線	<p>①基本方針</p> <p>(1) 快適な公園利用及び交通安全の観点から、必要な改良に留め、新規の事業執行については慎重に対応するものとする。</p> <p>(2) 風致景観及び自然環境の保全に十分配慮し、特に山岳地域においては大幅な地形改変を生じないように配慮するものとする。</p> <p>(3) 快適な公園利用を図るために車道からの眺望に留意したルート選定を行うとともに交通安全に留意するものとする。</p> <p>(4) 工事に伴う支障木の伐採は必要最小限とするとともに、修景を行う等必要な措置をとるものとする。 ただし、展望の優れた箇所では、風致景観及び自然環境の保全上支障を与えない範囲内において、通景線の確保を図るものとする。</p> <p>(5) 野生動物の活動を妨げないように配慮された道路構造とする等野生生物の保護に十分配慮するものとする。</p> <p>(6) 歩行利用者の多い区間については、風致景観及び自然環境の保全上支障を与えない範囲内において歩道の併設を検討するものとする。</p> <p>(7) 安良沢光徳線のうち、現在一般の利用に供用されていない区間の整備については、慎重に検討するものとする。</p> <p>②法面処理方法 第3・2・(1)・1・(2)車道②と同様とする。(P24)</p> <p>③残土処理方法 第3・2・(1)・1・(2)車道③と同様とする。(P24、P 9)</p> <p>④修景緑化方法 第3・2・(1)・1・(2)車道④と同様とする。(P24、P 9)</p> <p>⑤附帯施設の取扱い 第3・2・(1)・1・(2)車道⑤と同様とする。(P24) なお、道路附帯園地等附帯施設については、第2・2・(2)1道路(車道)⑤と同様とする。(P13)</p>
2 道 路 (歩道)	湯元日光沢線 湯元光徳線 湯元白根山線 湯ノ湖周回線 霧降光徳線 小田代原周回線 小田代千手線 戦場ヶ原周回	<p>①基本方針</p> <p>(1) 山岳登山ルートにあつては、特に高山植物帯等の保護及び利用者の安全に配慮した整備をするものとする。 それ以外のルートにあつては、単に最短距離で目的地に至るものではなく、興味地点を有効につなぎ、沿線の自然に親しみ自然学習するルートとするとともに、利用者の安全に配慮した整備をするものとする。</p> <p>(2) 「てくてく推進計画」のモデルコースについては、その主旨に従い、歴史や自然とのふれあいを促進し、理解</p>

	<p>線 山内女峰山線 高山線 稻荷川・鳴沢 周回線 裏見滝光徳線 中宮祠野門線 中禅寺湖周回 線 中宮祠阿世瀧 峠線 庚申山皇海山 線 首都圏自然歩 道線 女婦淵尾瀬沼 線 菅沼丸沼高原 線</p>	<p>が深められるよう積極的な整備及び管理を推進するものとする。</p> <p>(3) 眺望を楽しむ歩道にあつては、風致景観及び自然環境の保全上支障のない範囲で展望の確保に配慮するものとする。</p> <p>(4) 雨水等による侵食や利用者の踏圧等による裸地化が進まないよう整備するものとし、木道、立入防止柵、排水溝の設置等必要な措置をとるものとする。</p> <p>(5) 既に侵食等により荒廢の生じた部分については、土留め等により土壌の安定化を図るもともに、植生回復のための必要な方策を検討するものとする。</p> <p>(6) 歩道の起点は車道沿線に設定されることが多いことから、車中等から十分視認され、誘導されるよう入口に案内標識・誘導標識等の標識や自然情報を提供できる簡単な施設等を適切に配置するものとする。</p> <p>②附帯施設の取扱い 第2・2・(2)・2 道路(歩道)②と同様とする。(P14)</p> <p>③管理運営方法 第2・2・(2)・2 道路(歩道)③と同様とする。(P15)</p>
<p>3 園 地</p>	<p>湯元 光徳 中宮祠 切込湖・刈込 湖 霧降高原丸山 湯滝 霧降 三本松 小田代原 赤沼 石楠花橋 竜頭滝 千手ヶ浜 茶ノ木平 庚申山 丸沼 菖蒲ヶ浜</p>	<p>第2・2・(2)・3 園地と同様とする。(P15)</p>
<p>4 宿 舎</p>	<p>共通事項</p>	<p>①基本方針</p> <p>(1) 各地域の利用形態に対応し、快適な利用を促進する宿泊施設を、自然景観との調和に配慮して整備するものとする。</p> <p>なお、事業の対象とする宿舎は、事業決定された区域内の宿泊の用に供する建築物のうち、旅館業法による許可を得たもの又は得る見込みのあるものとする。</p> <p>(2) 壁面は道路及び敷地境界線からできる限り離すものとする。</p> <p>②規模 建築物の最高部の高さ等は地区毎の要件に適合したもの</p>

	<p>とする。</p> <p>③附帯施設の取扱い 第2・2・(2)・4 宿舎④と同様とする。(P17)</p> <p>④修景緑化方法 第2・2・(2)・4 宿舎⑤と同様とする。(P17)</p> <p>⑤管理運営方法 第2・2・(2)・4 宿舎⑥と同様とする。(P18)</p> <p>⑥その他 第2・2・(2)・4 宿舎⑦と同様とする。(P18)</p>
中宮祠宿舎	<p>①基本方針 湖畔温泉としての雰囲気維持し、自然探勝、ハイキング、登山、湖上利用、温泉浴等を指向する公園利用者を対象とする宿泊地として整備するものとする。</p> <p>②規模 高さは20m以下かつ4階建て以下（屋根裏を利用する場合は5階建て以下）とする。ただし、既に20mをこえている建物の建て替えについては、既存の高さまでとし、かつ、20mをこえる部分の容積は、既存の20mをこえる部分の容積をこえないものとする。</p> <p>③デザイン、色彩、材料 次の要件に適合したものとする。 ただし、屋根の形状を勾配屋根とすることができない場合には傾斜パラペットを設ける等、見かけ上屋根をもったものと見なせるような形態とすること。なお、傾斜パラペットを付す場合は、屋上の色彩についても傾斜パラペットと同じ色彩にする等の配慮を行うこと。</p> <p>(1) 屋根 ア 形状は原則として切妻、寄棟又は入母屋等の勾配屋根であること。 イ 勾配は10分の2以上であること。 ウ 色彩は焦げ茶系色、茶系色、暗灰色系又は黒色であること。 ただし、銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合にあってはこの限りでない。</p> <p>(2) 壁面 木材や石材等の自然材料を多用した重厚味のある落ちついたものであること。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、原則としてクリーム系色、ベージュ系色、茶系色又は灰色系色であること。</p>
湯元宿舎	<p>①基本方針 歴史のある温泉地の雰囲気維持し、自然探勝、ハイキング、登山、スキー、温泉浴等を指向する公園利用者を対象とする宿泊地として整備するものとする。</p> <p>②規模 (1) 旧第1宿舎区(図7・P44)での高さは、20m以下かつ4階建て以下（屋根裏を利用する場合は5階建て以下）とする。</p>

	<p>(2) 旧第2 宿舎区(図7・P44)での高さは、15m以下かつ3階建て以下とする。</p> <p>(3) 旧第1及び第2宿舎区以外の地区での高さは、13m以下かつ2階建て以下とする。ただし、既に13mをこえている建物の建て替えについては、既存の高さまでとし、かつ、13mをこえる部分の容積は、既存の13mをこえる部分の容積をこえないものとする。</p> <p>③位置 旧第2宿舎区においては、原則として敷地境界線から15m以上かつ道路の路肩から30m以上後退するものとする。</p> <p>④デザイン、色彩、材料 次の要件に適合したものとする。 ただし、屋根の形状を勾配屋根とすることができない場合には傾斜パラペットを設ける等、見かけ上屋根をもったものと見なせるような形態とすること。なお、傾斜パラペットを付す場合は、屋上の色彩についても傾斜パラペットと同じ色彩にする等の配慮を行うこと。</p> <p>(1) 屋根 ア 形状は原則として切妻、寄棟又は入母屋等の勾配屋根であること。 イ 勾配は10分の2以上であること。 ウ 色彩は焦げ茶系色、茶系色、暗灰色系又は黒色であること。 ただし、銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合にあってはこの限りでない。</p> <p>(2) 壁面 木材や石材等の自然材料を多用した重厚味のある落ちついたものであること。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、原則としてクリーム系色、ベージュ系色、茶系色又は灰色系であること。</p>
<p>光徳 竜頭滝 菖蒲ヶ浜 曲ヶ和田 庚申山 丸沼 菅沼</p>	<p>①基本方針 落ち着いた雰囲気を維持し、自然探勝、ハイキング、登山、スキー等を指向する公園利用者を対象とする宿泊地として整備するものとする。</p> <p>②規模 高さは13m以下かつ3階建て以下とする。ただし、既に13mをこえている建物の建て替えについては、既存の高さまでとし、かつ、13mをこえる部分の容積は、既存の13mをこえる部分の容積をこえないものとする。</p> <p>③デザイン、色彩、材料 次の要件に適合したものとする。</p> <p>(1) 屋根 ア 形状は原則として切妻、寄棟又は入母屋等の勾配屋根であること。 イ 勾配は10分の2以上であること。 ウ 色彩は焦げ茶系色、茶系色、暗灰色系又は黒色であること。</p>

		<p>ただし、銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合にあってはこの限りでない。</p> <p>(2) 壁面 木材や石材等の自然材料を多用した重厚味のある落ちついたものであること。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、原則としてクリーム系色、ベージュ系色、茶系色又は灰系色であること。</p>
5 避難小屋	太郎山 女峰山 白根山 男体山 皇海山	<p>①基本方針 登山利用者の安全及び風致景観との調和に配慮し整備するものとする。 なお、維持管理が可能な範囲でトイレの設置を検討するものとする。</p> <p>②規模 設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とし、高さは、積雪、風速等気象条件を配慮して可能な限り低くするものとする。</p> <p>③デザイン、色彩、材料 次の要件に適合したものとする。</p> <p>(1) 屋根 ア 形状は原則として切妻、寄棟又は入母屋等の勾配屋根であること。 イ 勾配は10分の2以上であること。 ウ 色彩は焦げ茶系色、茶系色、暗灰系色又は黒色であること。 ただし、銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合にあってはこの限りでない。</p> <p>(2) 壁面 木材や石材等の自然材料を多用した重厚味のある落ちついたものであること。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、原則としてクリーム系色、ベージュ系色、茶系色又は灰系色であること。</p> <p>④管理運営方法 管理体制を明確にし、管理責任者はゴミの投げ捨て防止、ゴミの持ち帰り等の利用指導を行い、避難小屋及びその周辺の清潔の保持に努めるものとする。</p>
6 休憩所	湯元 中宮祠 三本松 赤沼 菅沼	<p>①基本方針 利用者の安全及び自然景観との調和に配慮して整備するものとする。</p> <p>②施設の規模等 設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とする。 展望施設、公衆便所、駐車場、案内所等の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和したデザインとするものとする。 なお、施設の規模等については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 建築物 ア 規模</p>

		<p>高さは、中宮祠集団施設地区内は15m以下かつ4階建て以下、三本松地区内及び赤沼地区内は10m以下かつ2階建て以下、その他は13m以下かつ3階建て以下であること。</p> <p>イ 屋根 第2・2・(2)・3 園地②・(1)・イと同様とする。(P15)</p> <p>ウ 壁面 第2・2・(2)・3 園地②・(1)・ウと同様とする。(P15)</p> <p>(2) 標識類 第2・2・(2)・3 園地②・(2)と同様とする。(P16)</p> <p>(3) 駐車場 第2・2・(2)・3 園地②・(3)と同様とする。(P16)</p> <p>③管理運営方法 第2・2・(2)・5 休憩所③と同様とする。(P18)</p>
7 野営場	湯元 光徳 霧降 菖蒲ヶ浜 千手ヶ浜 阿世潟 菅沼	<p>①基本方針</p> <p>(1) 周辺の自然環境の保全及び利用者の安全で快適な利用を確保するため、適切な整備を図りながら、人と自然とのふれあいが高まるよう配慮するものとする。</p> <p>(2) 自然とのふれあいを推進するための施設として整備し、利用者に対し自然等の情報を提供するものとする。</p> <p>②施設の規模等</p> <p>設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とする。</p> <p>公衆便所、駐車場、案内所等の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和したデザインとするものとする。</p> <p>なお、施設の規模等については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 建築物 第2・2・(2)・3 園地②・(1)と同様とする。(P15)</p> <p>(2) 標識類 第2・2・(2)・3 園地②・(2)と同様とする。(P16)</p> <p>(3) 駐車場 第2・2・(2)・3 園地②・(3)と同様とする。(P16)</p> <p>③修景緑化方法</p> <p>適度な緑陰を確保するため、テントサイト周辺には可能な限り立木を残し、必要な場所には植栽を行うものとする。</p> <p>④管理運営方法</p> <p>第2・2・(2)・5 休憩所③と同様とする。(P18)</p> <p>なお、野営場内の風紀の維持、清潔の保持をするとともに、周辺の自然環境を保全するため、次の事項について、適切な方法で利用者指導を行うものとする。</p> <p>ア 静穏の保持</p> <p>イ 植生の保全</p> <p>ウ 表土の保全</p> <p>エ 洗剤使用の制限（雑排水処理施設が設けられている場合を除く。）</p>

8 運動場	霧降	<p>①基本方針 土地の形状変更及び支障木の伐採は、必要最小限に留め、自然環境に十分配慮して整備するものとする。</p> <p>②施設の規模等 設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とする。 公衆便所、駐車場等の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和したデザインとするものとする。 なお、施設の規模等については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 建築物 第2・2・(2)・3 園地②・(1)と同様とする。 (P15)</p> <p>(2) 標識類 第2・2・(2)・3 園地②・(2)と同様とする。 (P16)</p> <p>(3) 駐車場 第2・2・(2)・3 園地②・(3)と同様とする。 (P16)</p> <p>③管理運営方法 第2・2・(2)・5 休憩所③と同様とする。 (P18)</p> <p>④その他 テニスコートを設置する場合には、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」(昭和57年5月7日付け環自保第138号)によるものとする。</p>
9 スキー場	共通事項	<p>①基本方針 (1)「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」(平成3年6月7日付け環自国第315号)によるものとする。 (2) 自然環境の保全と利用者の安全に配慮した整備を行うものとする。</p> <p>②スキー場事業区域 事業区域は事業決定区域によるものとする。</p> <p>③スキー場事業施設の取扱い 事業施設の新設又は増設に当たっては、利用者数、駐車場の収容台数等を勘案の上、利用上必要最小限の規模で次のとおり整備するものとする。</p> <p>(1) 滑降コース及びゲレンデ 規模は、安全性に配慮した必要最小限とし、次の要件に適合したものとする。</p> <p>ア 位置 災害の危険性がなく、大規模な造成を伴わない位置とする。</p> <p>イ 規模及び幅員 滑降コースの幅は50m以下とし、安全性を考慮して適切に配置するものとする。</p> <p>ウ コース、ゲレンデ間の間隔 ゲレンデ、滑降コースの配置に当たっては、十分な施設間隔を保つものとする。</p> <p>エ 造成方法 原則として自然地形を生かしたものとする。</p> <p>オ 修景緑化方法 造成後、コース、ゲレンデの周囲等は、危険防止及</p>

び防災上の十分な処置を講じた上、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うものとする。

(2) スキーリフト等

次の要件に適合したものとする。

ア 位置

災害の危険性がなく、大規模な自然環境の改変が生じない位置に設置するものとする。

イ 規模

安全性に支障がない範囲で、支柱の高さはできるだけ抑えるものとする。

ウ 色彩

支柱の色彩は焦げ茶色とし、搬機の金属部分は亜鉛メッキ等の目立たない色彩を用いるものとする。

(3) 建築物

休憩所、食堂等の建築物は、次の要件に適合したものとする。

ア 規模

第2・2・(2)・3 園地②・(1)アと同様とする。

(P15)

イ 屋根

第2・2・(2)・3 園地②・(1)イと同様とする。

(P15)

ウ 壁面

第2・2・(2)・3 園地②・(1)ウと同様とする。

(P15)

(4) 標識類

スキー場全体として統一のとれたデザインとし、次の要件に適合したものとする。

ただし、利用者の安全確保のために設けられるものについてはこの限りでない。

ア 原則として木材を用い、色彩は焦げ茶色とする。

イ 標識類には、商品名は掲出しないものとする。

ウ 設置された標識類が汚損した場合には、設置者が速やかに撤去又は補修等の維持管理を行うものとする。

(5) ナイター施設

ナイター施設を設ける場合には、野生動物の生息環境に影響を及ぼさないよう配慮するものとする。

また、支柱の高さはできるだけ抑えるとともに、その色彩は焦げ茶色とするものとする。

(6) その他の施設

管理道路、駐車場を設ける場合には、風致上の支障のない範囲内において、利用者数に見合った規模で計画するものとする。

④管理運営方法

利用者の安全を十分に確保するための管理体制を明確にするとともに、十分な維持管理計画を立て、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとし、次の事項に配慮するものとする。

(1) スキー場内におけるパトロール体制及び医療救急体制

		<p>を強化し、利用者の安全を確保するものとする。</p> <p>(2) スキー場内は、事業者により清掃を適切に行うものとする。</p> <p>⑤その他</p> <p>(1) スキー場内の清潔を保持するとともに、周辺の自然環境を保全するため、次の事項について啓発活動及び広報の強化を行い、適切に利用指導を行うものとする。</p> <p>ア ゴミの投げ捨てを防止すること。</p> <p>イ その他、利用の適正化に関すること。</p> <p>(2) 拡声器等の使用は、スキーヤーの安全確保及び環境保全上の指導等必要最小限に留めるものとする。</p>
	湯元	<p>基本方針</p> <p>地区の自然や立地特性等の魅力を活かした安全で快適なスキー場としての充実を目指すものとし、施設の改築等に当たっては現地形の活用等により風致景観及び自然環境の保全上支障がないよう配慮するものとする。</p>
	高山ハキ平	<p>①基本方針</p> <p>(1) 菖蒲ヶ浜地区における快適な冬季公園利用の推進を図るものとし、今後も滑降コース、ゲレンデの拡張及びスキーリフトの増設は行わず、既存コースを利用したファミリー用スキー場として整備するものとする。</p> <p>(2) 施設の整備・運営に当たっては、当該地域の風致景観及び自然環境の保全、冬季以外の公園利用との調和に十分配慮するとともに、利用者の安全に配慮するものとする。</p>
	霧降高原丸山	<p>基本方針</p> <p>既存施設の再整備に当たっては現地形を最大限活用し、大規模な自然改変は行わないよう配慮するものとする。</p>
10 駐車場	湯元 中宮祠 光徳	<p>①基本方針</p> <p>(1) 利用施設容量に見合った必要最小限の整備を図るものとする。</p> <p>(2) 支障木の伐採及び地形の改変は極力少なくする等自然環境の保全に配慮するとともに、可能な限り駐車場内に緑地を設ける等景観保全のための配慮を行うものとする。</p> <p>②附施設の取扱い</p> <p>附帯施設は必要最小限の規模に留めるものとする。休憩所、案内所、公衆便所等の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和したデザインとするものとする。</p> <p>なお、施設の規模及びデザイン等については、次の要件に適合したものとする。</p> <p>○建築物</p> <p>第2・2・(2)・3 園地②・(1)と同様とする。 (P15)</p> <p>③管理方法</p> <p>第2・2・(2)・5 休憩所③と同様とする。 (P18)</p>

1 1 運輸施設 (船舶運送 施設)	中禪寺湖線 中禪寺湖周遊 線	<p>①基本方針 利用の快適性の保持及び良好な自然環境の保全の観点から低騒音・低公害の船舶の導入を推進するものとする。</p> <p>②附帯施設の取扱い 第3・2・(2)・10 駐車場②と同様とする。 (P35)</p>
1 2 運輸施設 (索道運送 施設)	霧降高原丸山 線 茶ノ木平線 明智平線	<p>①基本方針 自然環境の保全に配慮した整備を行うものとする。</p> <p>②施設の規模、色彩等</p> <p>(1) 索道 第3・2・(2)・9 スキー場③・(2)と同様とする。 (P34)</p> <p>(2) 建築物 第3・2・(2)・9 スキー場③・(3)と同様とする。 (P34)</p>
1 3 運輸施設 (係留施設)	菖蒲ヶ浜 千手ヶ浜 二荒山栈橋	<p>基本方針 安全性を確保するための必要最小限の改良に留めるものとする。</p>
1 4 博物展示 施設	湯元 中宮祠 三本松	<p>①基本方針 自然とのふれあいや理解を深めるための拠点施設として、整備するものとする。 湯元地区については、パークボランティア活動や自然解説活動の拠点として、あるいは自然公園利用の情報発信基地として周辺の歩道網の整備等と十分連携を保ち、管理運営体制の充実を図るものとする。 中宮祠地区については、自然解説活動の拠点として、あるいは自然公園利用の情報発信基地として周辺の歩道網の整備等と十分連携を保ち、管理運営体制の充実を図るものとする。</p> <p>②施設の規模等 設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とする。 休憩所、公衆便所、駐車場、案内所等の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和したデザインとするものとする。 なお、施設の規模等については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 建築物 (展望施設等の特殊な形態のものは除く。) 第2・2・(2)・3 園地②(1)と同様とする。 (P15) ただし、中宮祠博物展示施設については、既に13mをこえている建物の建て替えについては、既存の高さまでとし、かつ、13mをこえる部分の容積は、既存の13mをこえる部分の容積をこえないものとする。</p> <p>(2) 標識類 第2・2・(2)・3 園地②(2)と同様とする。 (P16)</p> <p>(3) 駐車場 第2・2・(2)・3 園地②(3)と同様とする。 (P16)</p> <p>③管理運営方法 第2・2・(2)・5 休憩所③と同様とする。 (P18)</p>

1 5 植生復元 施設	白根山 戦場ヶ原 小田代原	①基本方針 (1) 白根山の歩道沿いの植生の荒廃の防止及び高山植物の復元を図るものとする。 (2) 戦場ヶ原、小田代原の乾燥化の防止及び湿原、草原植物の復元を図るものとする。 (3) 植生復元対策を実施した個所については、必要に応じて調査・研究を実施するものとする。
1 6 砂防施設	戦場ヶ原 小田代原	基本方針 戦場ヶ原及び小田代原への土砂流入の防止を図る施設を整備するものとする。
1 7 防火施設	戦場ヶ原 小田代原	基本方針 戦場ヶ原、小田代原及び隣接する森林の火災防止を図る施設を整備するものとする。

3 地域の開発、整備に関する事項

(1) 自然公園施設

「日光国立公園（日光地域）公園計画書（公園計画の変更）」（平成9年9月18日環境庁告示）による整備方針及び事業決定の内容並びに「日光国立公園奥日光地域総合整備基本計画」（平成9年3月26日付け環自国第142号）によるものとし、自然とのふれあいの拠点となる施設の整備を図るものとする。

なお、標識類の整備に当たっては、原則として「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」によるものとする。

(2) 一般公共施設

県及び市町村の行う一般公共施設の整備については、公園計画との有効かつ円滑な調整を行うため、次年度の計画について、前年度末までに県の自然公園担当部を通じて整備計画の照会を行い、必要に応じてヒアリングを実施するものとする。

(3) その他大規模開発

周辺の自然環境に与える影響が著しいと予想される整備については、自然環境に与えることとなる影響等について事前に総合的に調査するものとする。

4 土地及び事業施設の管理に関する事項

国有財産の管理

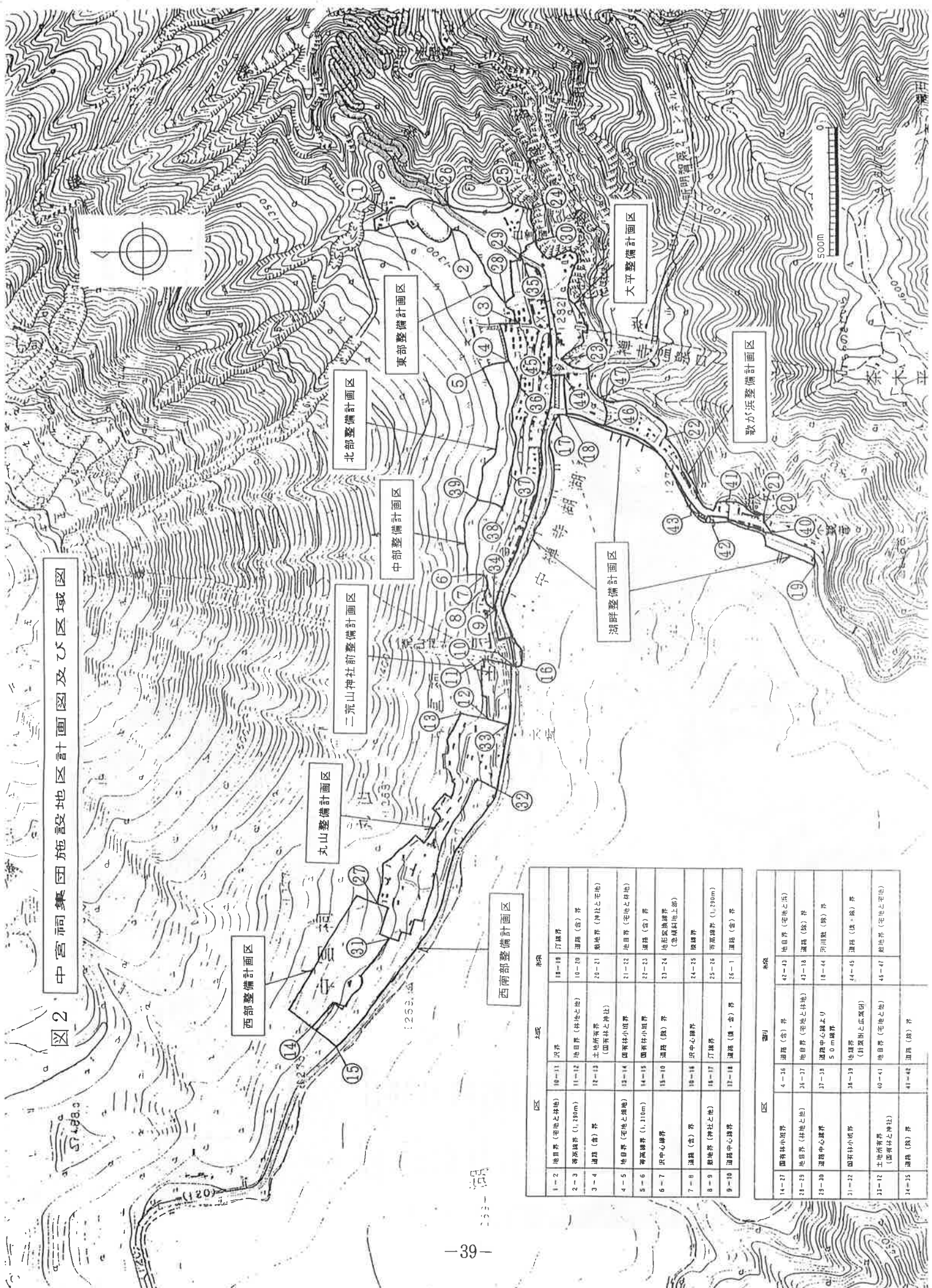
ア 湯元集団施設地区には林野庁から昭和28年10月1日及び平成10年3月6日に所管換を受けた総理府所管地（環境庁管理18.7ha）並びに、光徳集団施設地区には林野庁から昭和35年3月31日に所管換を受けた総理府所管地（環境庁管理18.1ha）があり、各集団施設地区計画に基づき整備を進めてきた。

湯元集団施設地区には、ビジターセンター、公衆便所、駐車場、園地、車道等が、光徳集団施設地区には、園地、駐車場、公衆便所等の直轄施設を整備しているが、より魅力のある快適な公園利用施設となるよう施設の充実と適切な管理を図るものとする。

イ（財）自然公園美化管理財団事業

湯元地区を拠点に奥日光の美化清掃事業、自然解説や利用者指導、ビジターセンター等の施設管理等の事業が適切に、かつ、円滑に実施されるよう指導するものとする。

2 中宮祠集団施設地区計画図及び区域図



区	区域	形状
1-2	地目界 (空地と林地)	18-19 汀線界
2-3	寄附境界 (1, 230m)	10-20 道路 (倉) 界
3-4	道路 (倉) 界	20-21 敷地界 (神社と空地)
4-5	地目界 (空地と林地)	21-22 地目界 (空地と林地)
5-6	寄附境界 (1, 110m)	22-23 道路 (倉) 界
6-7	沿中心線界	23-24 地目界 (空地と林地)
7-8	道路 (倉) 界	24-25 沿中心線界
8-9	敷地界 (神社と他)	25-26 寄附境界 (1, 230m)
9-10	道路中心線界	26-1 道路 (倉) 界

区	区域	形状
14-27	国寄林小頂界	42-43 地目界 (空地と浜)
28-29	地目界 (林地と他)	43-44 道路 (倉) 界
29-30	道路中心線より 50m線界	18-44 河川敷 (橋) 界
31-32	国寄林小頂界	44-45 道路 (橋・倉) 界
32-41	土地所寄界 (国寄林と神社)	45-47 敷地界 (空地と空地)
34-35	道路 (橋) 界	

湯元集団施設地区計画図及び区域図

図3

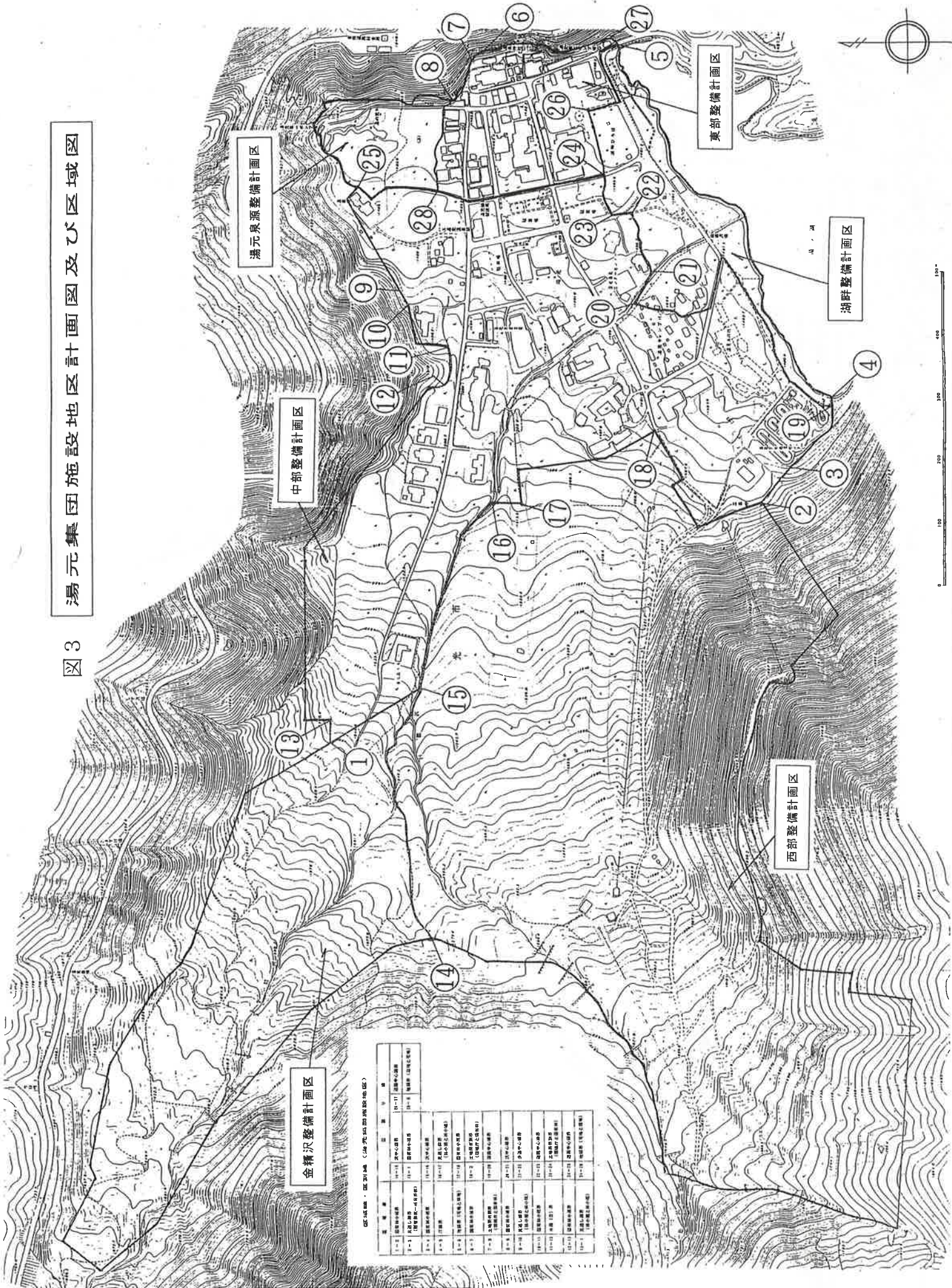
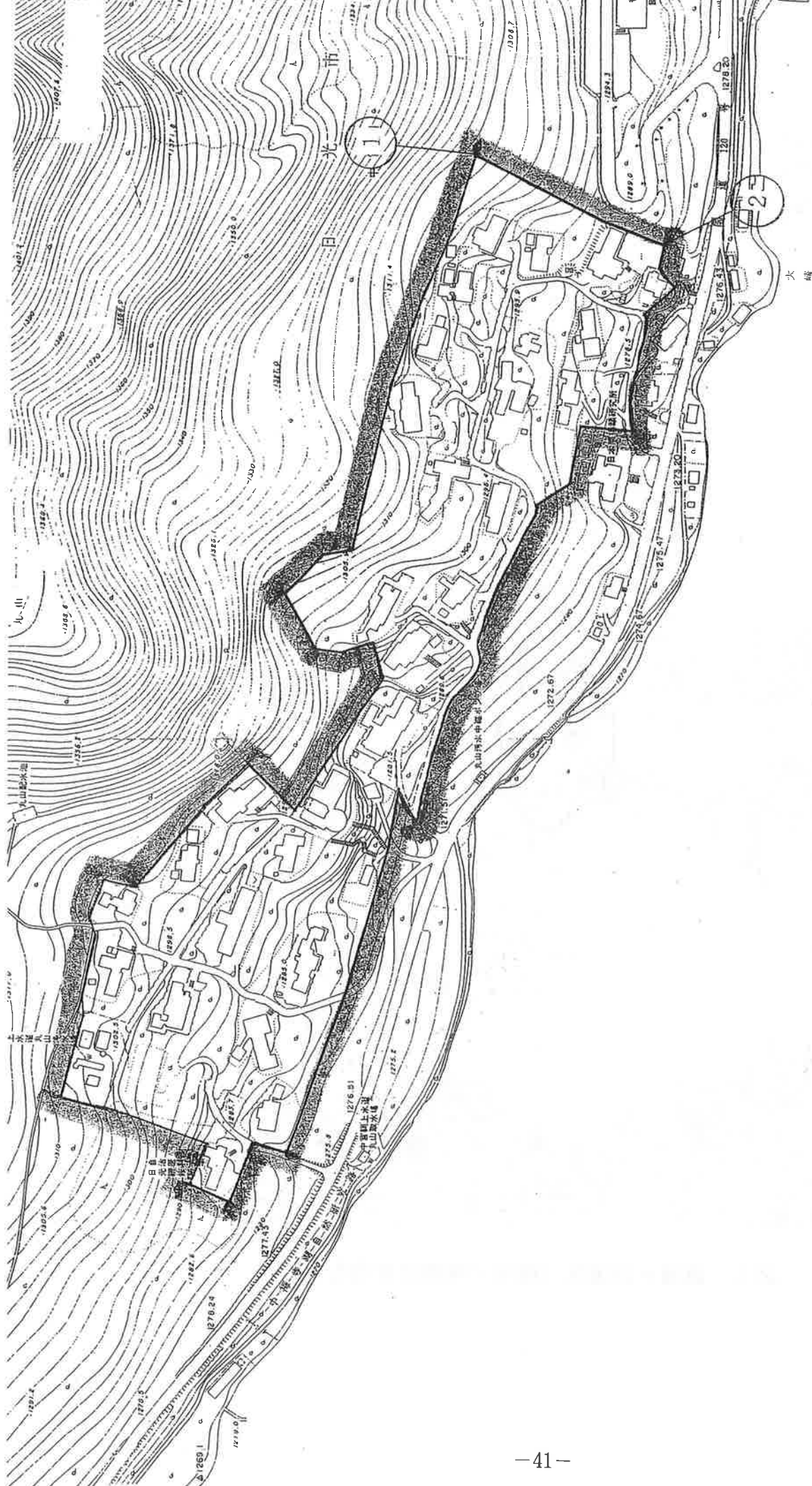


図3-1 湯元集団施設地区計画図 (縮尺 1/5000)

番号	名称	用途	備考
1	湯元集団施設地区計画	集団施設地区	1/5000
2	湯元集団施設地区計画	集団施設地区	1/5000
3	湯元集団施設地区計画	集団施設地区	1/5000
4	湯元集団施設地区計画	集団施設地区	1/5000
5	湯元集団施設地区計画	集団施設地区	1/5000
6	湯元集団施設地区計画	集団施設地区	1/5000
7	湯元集団施設地区計画	集団施設地区	1/5000
8	湯元集団施設地区計画	集団施設地区	1/5000
9	湯元集団施設地区計画	集団施設地区	1/5000
10	湯元集団施設地区計画	集団施設地区	1/5000
11	湯元集団施設地区計画	集団施設地区	1/5000
12	湯元集団施設地区計画	集団施設地区	1/5000
13	湯元集団施設地区計画	集団施設地区	1/5000
14	湯元集団施設地区計画	集団施設地区	1/5000
15	湯元集団施設地区計画	集団施設地区	1/5000
16	湯元集団施設地区計画	集団施設地区	1/5000
17	湯元集団施設地区計画	集団施設地区	1/5000
18	湯元集団施設地区計画	集団施設地区	1/5000
19	湯元集団施設地区計画	集団施設地区	1/5000
20	湯元集団施設地区計画	集団施設地区	1/5000
21	湯元集団施設地区計画	集団施設地区	1/5000
22	湯元集団施設地区計画	集団施設地区	1/5000
23	湯元集団施設地区計画	集団施設地区	1/5000
24	湯元集団施設地区計画	集団施設地区	1/5000
25	湯元集団施設地区計画	集団施設地区	1/5000
26	湯元集団施設地区計画	集団施設地区	1/5000
27	湯元集団施設地区計画	集団施設地区	1/5000
28	湯元集団施設地区計画	集団施設地区	1/5000



1 - 2	国有林貸付地界
2 - 1	土地所有(国・民)界

図4 丸山地区

日光国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

中 禅 寺 湖



図5 葛蒲ヶ浜地区 (龍頭ノ滝地区を含む)

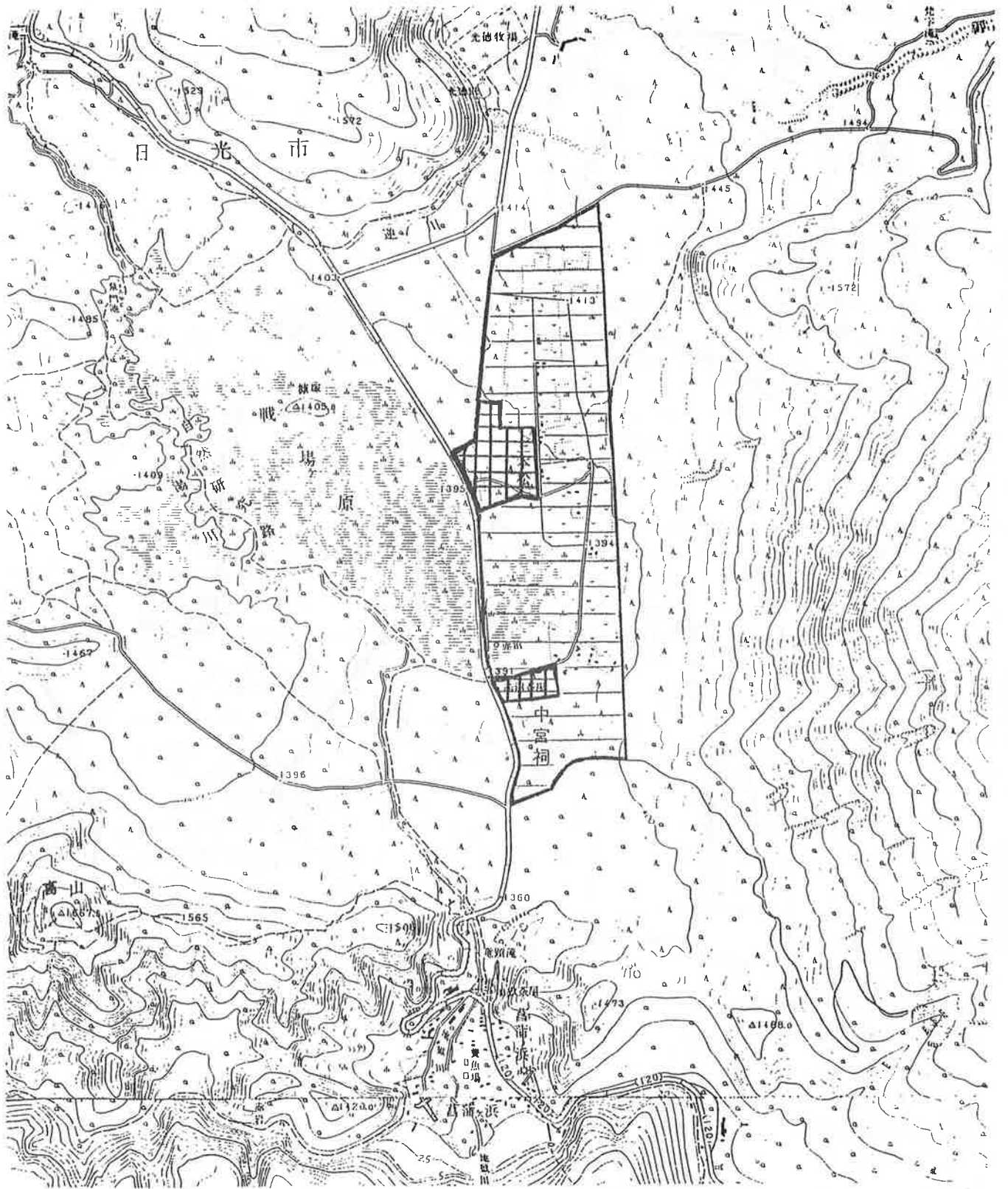
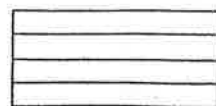
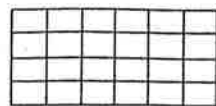


图6 三本松、赤沼地区



三本松開拓地区



三本松園地地区

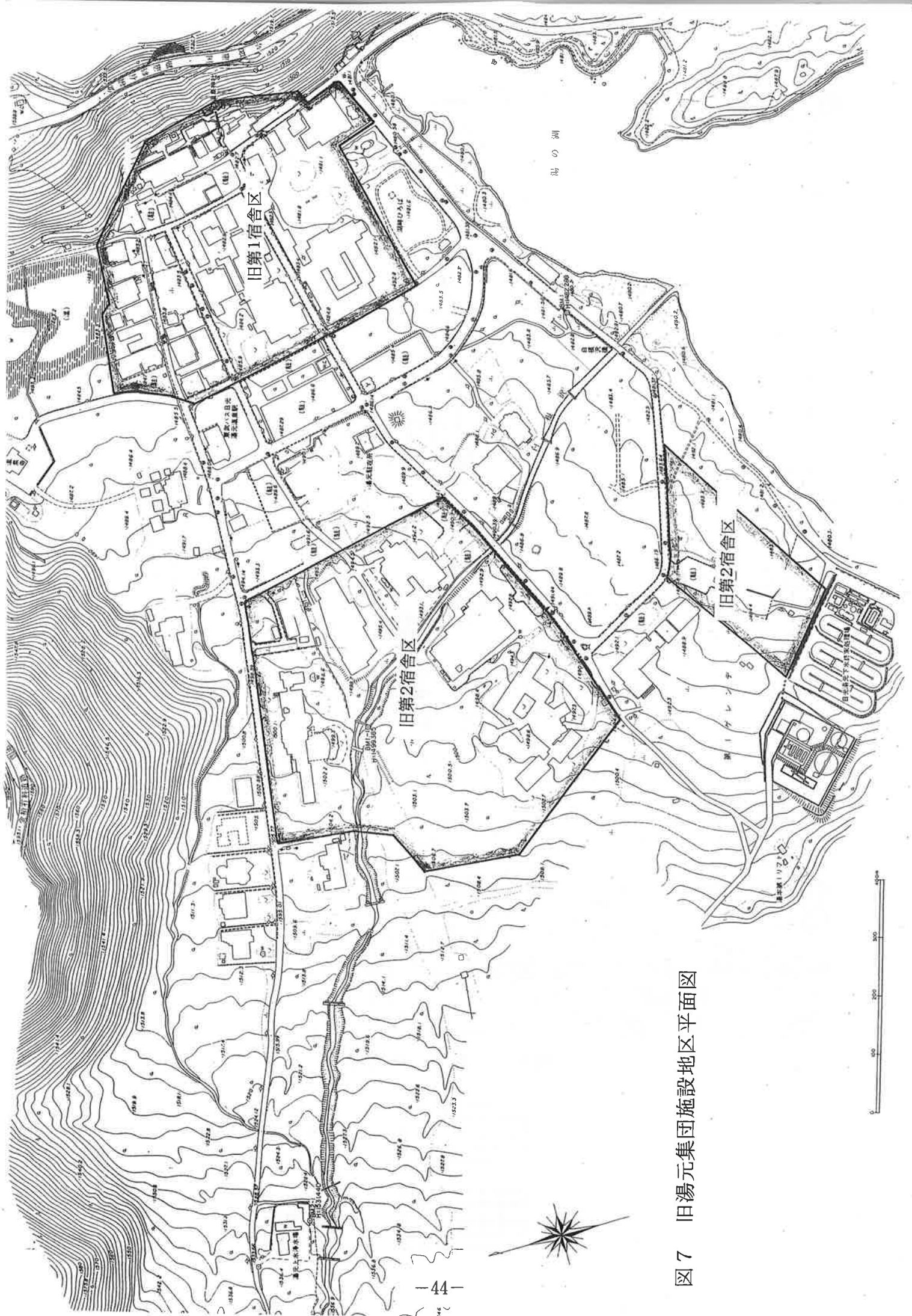


図7 旧湯元集団施設地区平面図

第4 利用者の指導等に関する事項

1 自然解説に関する事項

日光地域の豊かな自然環境及び豊富な歴史的環境に触れ、親しみ、理解を深めるための利用形態として、関係機関や地域住民等の協力を得て、次の方針により四季を通じた自然解説事業を推進するものとする。

- (1) パークボランティア等による自然観察会・スライド映写会・定点解説等の充実を図るとともに、体験行事、野生動物とのふれあい型の行事等について充実を図るものとする。
- (2) パークボランティア活動については、自然解説・清掃活動・パトロール・施設補修・植生復元・調査等の従来より実施している活動を継続しつつ、特に自然解説事業の充実を図るものとする。また、日光湯元ビジターセンターについては、パークボランティア活動の拠点として位置づけるものとする。
- (3) これらの活動を推進するため、奥日光においては、湯元及び中宮祠を拠点地区として、ビジターセンター等の必要な施設の整備充実を図るものとする。
さらに、ビジターセンター等を中心に既存の歩道網を活用したネイチャートレールの整備を進めるものとする。
また、ビジターセンターとの連携を保ちながら、自然情報の提供やパークボランティア活動の拠点となる小規模な施設を主要な歩道の入口等に整備し、活動のサブ拠点とするものとする。
- (4) 林間学校や修学旅行等に対し、パークボランティアの派遣やガイドブックの配布等日光の自然・歴史とのふれあいをより深めるための適切な事業を推進するものとする。
- (5) これらの活動や施設に対応したガイドブック・パンフレット・ネイチャートレール毎の観察マップ等の作成を進めるものとする。
- (6) 公園事業執行者による自然解説活動や利用者指導については、積極的に支援するものとする。
- (7) てくてく推進計画
車社会等に対応した歩く利用の推進を図るため、「てくてく推進計画」に基づき、歩道網等の施設やソフト面の充実整備を図るものとする。

2 利用者の規制

日光地域の豊かな自然環境を後世に残し、良好な状態で自然とふれあうことが可能となるよう関係機関や地域住民が一体となって指導を推進するものとし、次の方針により利用者の規制を行うものとする。

- (1) 動力船
中禅寺湖においては、近年特に地元営業船・持ち込みボート・ジェットスキー等により、騒音や廃油等による野生生物や利用者への影響あるいは事故の危険性が高まっており、平成4年1月31日から地域指定された動力船利用規制の趣旨に則り、関係機関と地元関係者と連絡調整を図り、プレジャー船や持ち込み船の排除等動力船利用の適正化を進めてきたが、今後は更に趣旨の徹底を図るため、規制の強化を図るものとする。
その他の湖沼については、動力船は使用しないよう指導するものとする。
なお、保管場所のない動力船が湖岸に放置されると景観を損ねる原因ともなることから、係留・保管が適切に行われるよう指導するものとする。
- (2) 四輪駆動車・オートバイ・スノーモービル・自転車等
車道外等への乗り入れが増加し、植生の破壊・ゴミの放置等による野生生物への悪影響が生じているため、平成4年1月31日から車馬等乗り入れ規制地域が奥日光を中心に指定された。今後は土地所有者、施設管理者及び関係機関等と連絡調整を図りながら、規制を実施するものとする。

(3) ヘリコプター

「国立、国定公園におけるヘリコプターの乗り入れについて」（昭和59年3月26日付け環自保第109号環境庁自然保護局長通知）に基づき指導する。

また、遊覧飛行についても、騒音等により野生動物や地上の利用者に著しく悪影響を与えるおそれがあるため行わないよう要請するものとする。

(4) 野生ザル等の餌付け防止

関係者や地域住民の協力を得て、旅行ガイド等事前の広報あるいは日光地域の拠点施設における正しい情報の提供を行うとともに、特に餌付けの目立つ地域では、看板等により注意を促すものとする。

(5) キャンプ

土地所有者、関係機関と連絡調整を図り、キャンプ場等指定された場所以外にはキャンプを行わないよう指導するものとする。

(6) 釣り

釣り糸やゴミ等の放置、河畔の植生の踏み荒らし等が行われないう、関係者や利用者等に注意を喚起するものとする。

(7) ゴミ

一般の利用者に対しては、ゴミの投げ捨て防止、ゴミ持ち帰り運動を推進するものとする。

(8) 立売り

駐車場、園地等の利用施設をその目的に添った利用に供するため、立売り行為は認めないものとする。

第5 地域の美化修景に関する事項

1 清掃活動

現在、栃木県自然公園美化推進協議会、(財)自然公園美化管理財団、日光市観光施設管理公社等複数の団体により実施されている清掃活動について、相互の連絡調整を十分図る等によりその効果的な実施を推進するものとする。

また、次の基本方針により地域の美化清掃が図られるよう関係者の協力を求めるものとする。

- ① 十分な管理・回収体制が確保されている場所以外のクズカゴの撤去
- ② 事業敷地内及びその近辺における事業者による清掃の励行
- ③ クズカゴの設置されていない歩道等におけるキャンペーン等によるゴミ持ち帰り運動の推進

2 修景緑化計画

(1) 樹種転換

奥日光の植林地については、所有者の協力が得られる範囲で当該地域に生育する樹木と同種の樹木への転換を検討する。

(2) 特別保護地区を除く道路沿線については、可能な範囲で当該地域に生育する樹木と同種の樹木により修景のための植栽を行う。

第6 その他

管理計画等の国立公園の管理を進めるに当たって、国立公園管理行政に関わる関係行政機関からなる「日光国立公園日光・那須甲子塩原・尾瀬地域連絡会議」を開催し、各行政機関相互の連絡調整を図るものとする。

追 補

(1) 管理計画検討会名簿

(検討員)

宇 都 宮 大 学 農 学 部	教 授	谷 本 丈 夫
宇 都 宮 大 学 工 学 部	教 授	永 井 護
東京大学アジア生物資源環境研究センター	教 授	堀 繁

(関係行政機関)

関東森林管理局日光森林管理署長
利根沼田森林管理署長
群馬森林管理署大間々事務所長
栃木県林務部自然環境課長
今市林務事務所長
群馬県環境生活部自然環境課長
渋川観光商工労働事務所長
栃木県日光市長
今市市長
上都賀郡足尾町長
群馬県利根郡片品村長

(地元関係団体)

日光観光協会長
今市市観光協会長
足尾町観光協会長
片品村観光協会長

(2) 検討経緯

前々管理計画作成の経緯

(検討員)

宇都宮大学農学部 助教授	谷 本 丈 夫
東京大学農学部 助 手	堀 繁
日光市文化協会長	千 田 孝 信
中禅寺温泉観光協議会長	伊 藤 文 也
自然公園指導員	伊 藤 誠
前橋営林局経営部計画課長	尾 園 春 雄
栃木県林務部自然環境課長	堀 口 昭 雄
今市林務事務所長	鈴 木 稔
群馬県商工労働部観光課長	吉 田 茂 作
栃木県日光市長	小 平 英 哉
今市市長	猪 瀬 征 次 郎
上都賀郡足尾町長	斎 藤 重 二
群馬県利根郡片品村長	星 野 成 一

(注：検討員の所属等は検討会開催当時のもの)

平成元年 1 2 月	第 1 回検討会
平成 2 年 3 月	第 2 回検討会
平成 2 年 5 月	現地調査
平成 2 年 1 2 月	第 3 回検討会
平成 3 年 2 月	第 4 回検討会
平成 3 年 3 月	中央連絡会議開催

前管理計画作成の経緯

(検討員)

宇 都 宮 大 学 農 学 部	教 授	谷 本 丈 夫
東京大学アジア生物資源環境研究センター	教 授	堀 繁

(関係行政機関)

前橋営林局宇都宮営林署長
沼田営林署長
大間々営林署長
栃木県林務部自然環境課長
今市林務事務所長
群馬県環境局自然環境課長
渋川観光商工労働事務所長
栃木県日光市長
今市市長
上都賀郡足尾町長
群馬県利根郡片品村長

(地元関係団体)

日光観光協会長
今市市観光協会長
足尾町観光協会長
片品村観光協会長

平成 9 年 2 月	中央連絡会議開催
平成 9 年 3 月	検討会開催
平成 9 年 1 0 月	自然保護局長の承認
平成 9 年 1 1 月	管理計画の施行